

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成28年3月11日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第6号の審査-----	3
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第3号及び議案第11号の審査-----	5
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第41号の審査-----	17
質疑（増永和起委員）	
議案第8号及び議案第14号の審査-----	19
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第7号及び議案第13号の審査-----	22
質疑（増永和起委員、森西正委員、村上英明委員）	
議案第38号の審査-----	38
質疑（増永和起委員、森西正委員、村上英明委員、南野直司委員、嶋野浩一朗委員）	
議案第42号の審査-----	45
質疑（増永和起委員）	
議案第37号所管分の審査-----	46
質疑（増永和起委員、村上英明委員）	
議案第39号の審査-----	47
議案第22号の審査-----	47
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第40号の審査-----	55
質疑（増永和起委員）	
議案第43号所管分の審査-----	55
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
採決-----	58
所管事項に関する事務調査について-----	59
散会の宣告-----	59

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成28年3月11日（金）午前10時 開会  
午後 4時33分 散会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一朗 委員 森西 正  
委員 村上英明 委員 増永和起 委員 南野直司

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝  
生活環境部長 登阪 弘 同部理事 北野人士  
同部次長 山田雅也 同部参事兼産業振興課長 池上 彰  
市民課長 川本 勝也 市民活動支援課長 谷内田 修  
保健福祉部長 堤 守 同部理事 島田 治  
同部参事兼高齢介護課長 鈴木康之  
保健福祉課長 丹羽和人 障害福祉課長 吉田量治  
国保年金課長 安田信吾 保健福祉課参事 川口敦子  
国保年金課長代理 大西健一 高齢介護課長代理 藤原英昭

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 井上智之

### 1. 審査案件（審査順）

議案第 1号 平成28年度摂津市一般会計予算所管分  
議案第 9号 平成27年度摂津市一般会計補正予算（第4号）所管分  
議案第 6号 平成28年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算  
議案第 3号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計予算  
議案第11号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  
議案第41号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第 8号 平成28年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算

- 議案第 14 号 平成 27 年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 7 号 平成 28 年度摂津市介護保険特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 27 年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 38 号 摂津市敬老金条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 42 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 37 号 摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例及び摂津市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定の件所管分
- 議案第 39 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 22 号 摂津市立別府コミュニティセンター条例制定の件
- 議案第 40 号 摂津市斎場条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 43 号 摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件所管分  
所管事項に関する事務調査について

(午前10時 開会)

○上村高義委員長 ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

議案第6号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 パートタイマー等退職金共済特別会計予算ですけれども、昨年度と比べて、加入の事業者がどれくらいふえているのか、減っているのか、また加入者数についても教えてください。

それから、広報周知をどのようにされているのか、教えてください。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 それでは、ただいまの増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、加入事業者数でございますけれども、平成27年の4月1日現在は34事業所、181名の加入がございましたけれども、この28年の2月末現在につきましては、31事業所、164名となっております、3事業所、17人の減となっております。

あと、周知につきましては、産業振興施策を取りまとめました便利帳等がございますので、そちらを関係機関等に配付するなどして周知をしておるところでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 この制度は、非常にいい制度です。摂津市がずっと続けて頑張っている分、加入されている方々にとっても、非常にいい内容になっていると理解しております。周知をしっかりといただいて、たくさんの事業所に入ってい

ただいて、加入者もたくさんふやしていただきますように要望しておきます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにごございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 私のほうからは、この12ページのところで、共済一般管理費で、パートタイマー等退職金共済運営委員会委員報酬というのが計上されているということでもあります。過去の議事録等を見ますと、運営員会の中では、1%の運用利息のこととか議論されているということをお聞きしてるんですけども、そのことも含めて、どういったことがこの委員会の中で議論されているのかというのを1点だけ、お尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 パートタイマー等退職金共済運営委員会でございますけれども、この運営委員会につきましては、退職金共済制度の円滑な制度の運営を図るために設置しておるものでございまして、委員につきましては9名以内と設定しておりますけれども、今現在6名の方をお願いしているところでございます。運営委員会の開催につきましては、特に問題が生じていることもございませんので、この3年間は開催の実績がございません。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 予算上は、毎年こういう形で計上されている中で、過去3年間開催されていないということございまして、先ほど増永委員の質疑の中でありましたように、この加入の事業者数とか、会員がふえるということはそうないかもしれませんが、減ってきている現状でありますので、そういう意味で、この制度の周

知の方法について、もっとよりより制度としていくことも含めて、この中でも議論していただくような場を設けて、このパートタイマー制度をしっかりと運用できるように、また加入者がふえていくような形で、今後、取り組んでいていただければなと思います。要望として述べておきます。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 決算のときにも話をさせていただいたんですけれども、今、非正規雇用の割合がふえておりますけれども、やはりパートタイマー共済掛金制度というのが必要なときなのかなと思っておるんです。それが今、だんだんと事業所数が減って、加入者数が減っているという状況でありますけれども、先ほどから、他の委員からも周知をというようなことがあります。まずは、やはりこの摂津市にかかわりの近いところから、やはり加入をしていただくというような取り組みを図っていかなければならないと思っています。例えば、外郭団体とか、摂津市に近いような団体への取り組みを今までどうされていたのか。今後、取り組みをしていこうという考えはあるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 池上参事。

○池上生活環境部参事 森西委員のご質問にお答えさせていただきます。

加入の促進ということで、いろいろ委員からもご指摘いただいているところでご

ざいますけれども、おっしゃっていただきましたように、国でも中小企業の共済制度がございまして、同じような内容のものもございまして、そちらに掛けておられる方も多いかと思えます。ただ、おっしゃられたように、掛けていないというところもまだまだ多くございまして、何とか周知を図っていきたいとは思っております。

ただ、市に近いところということでございますけれども、私どもとしましては、こういう制度があるということ、市に近い外郭団体等も含めまして、同様に周知をしていき、促進を図っていきたいと思っております。外郭団体に特化して勧誘するというようなところまでは、こちらのほうとして言えるのかどうなのかということもございまして、また一般的な企業にしましても、やはり加入するかどうかというのはそちらに委ねておるということで、加入の申し込みがあれば、こちらのほうで受け付けて、きっちりと対応し、加入していただくということになるのですけれども、そこも含めて、広報等を通じて周知していきたいとは考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 恐らく、これは、毎年、事業所数が減って、加入者数が減っている状況であろうかと思えますけれども、このパートタイマーの共済掛金、今後の制度のあり方という問題になってこようかと思えますので、その点、どのように考えておられるのか、部長か、副市長から、パートタイマー共済掛金の考え方について、総括的にお答えいただけたらと思えます。

○上村高義委員長 登阪部長。

○登阪生活環境部長 このパートタイマーの退職金共済制度につきましては、過去からいろいろご質問を受けておりまして、

市といたしましても、今回の、第5次の行政改革の中でも、このパートタイマー制度をどうしていくかという議論もございました。ご存じのように、今回の項目の中には載せておりません。ということは、市といたしましては、少なくともこの5年間、この事業は続けていくということでございますし、森西委員からもご提議がございましたように、それぞれの労働環境、そういったことの状況を見ながら、この制度が、その中でどのような形で位置づけられていくのかにつきまして、十分検討をしまして、いろんなご意見をいただいて、引き続き取り組んでいきたいと考えております。○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時11分 休憩)

(午前10時13分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第3号及び議案第11号の審査を行います。

本2件のうち、議案第11号については補足説明を省略し、議案第3号についての補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 それでは、議案第3号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、被保険者数の減少に伴う保険給付費など、歳出の減少により、前年度に比べ9%の減となっております。収納率は、現年度分が90.5%、滞納繰越分が13.7%を見込んで

おります。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ30.5%の減で、退職被保険者等の新規適用の廃止など、被保険者数の減によるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度に比べ33.3%の増となっております。

12ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、前年度に比べ9.7%の減で、被保険者数の減少に伴う給付費等対象費用の減によるものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ8.9%の増で、80万円以上の高額医療費に係る共同事業医療費拠出金の4分の1が法定負担分となっております。

目3特定健康診査等負担金は、前年度に比べ6.2%の減でございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、前年度に比べ4.4%の減でございます。

款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金、目1療養給付費交付金は、前年度に比べ53.0%の減で、退職被保険者の減少に伴う医療費等の減によるものでございます。

14ページ、款5前期高齢者交付金、項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は、前年度に比べ3.4%の増で、65歳以上の前期高齢者加入割合の増に伴うものでございます。

款6府支出金、項1府負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ8.9%の増で、拠出金の増に伴うものでございます。

目2特定健康診査等負担金は、前年度に比べ6.2%の減でございます。

項2府補助金、目1事業助成補助金は、前年度に比べ1.0%の増となっております。

目2財政調整交付金は、前年度に比べ7.6%の増で、保険財政共同安定化事業に係る激変緩和分の増などによるものでございます。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ8.9%の増でございます。

16ページ、目2保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ7.6%の減で、国保連合会への拠出額から実績を参考に計上いたしましたものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度に比べ1.6%の増で、国保財政安定化支援事業繰入金の増などによるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ2.0%の増でございます。

款9諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金、目2退職被保険者等第三者納付金、目3一般被保険者返納金、目4退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。

目5雑入は、現金給付の指定公費を見込んでおります。

18ページ、項2延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は、保険料に係る延滞金でございます。

次に、歳出でございますが、20ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、前年度に比べ7.1%の増で、2年ごとに行っております被保険者証の一斉更新の費用などによるものでございます。

目2連合会負担金は、前年度に比べ3.3%の減となっております。

目3市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、前年度に比べ25.6%の増で、電話催告等業務委託料の計上などによるものでございます。

22ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ3.2%の減で、被保険者数の減によるものでございます。1人当たりの費用額は、3.7%増の37万246円を見込んでおります。

目2退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ40.0%の減で、退職被保険者等、被保険者の減少に伴い、医療費の減を見込んでおります。

目3一般被保険者療養費は、前年度に比べ7.3%の減でございます。

目4退職被保険者等療養費は、前年度に比べ49.8%の減でございます。

目5審査支払手数料は、前年度に比べ1.3%の減でございます。

24ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ7.8%の減でございます。

目2退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ51.0%の減でございます。

目3一般被保険者高額介護合算療養費及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、前年度と同額となっております。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

26ページ、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、前年度に比べ2.5%の

増でございます。

目2 支払手数料は、前年度と同額となっております。

項5 葬祭諸費、目1 葬祭費は、前年度に比べ1.2%の増でございます。

項6 精神・結核医療給付費、目1 精神・結核医療給付金は、前年度に比べ1.3%の減でございます。

28ページ、款3 後期高齢者支援金等、項1 後期高齢者支援金等、目1 後期高齢者支援金は、前年度に比べ5.8%の減で、被保険者数の減少及び過年度分精算によるものでございます。

目2 後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ22.9%の減となっております。

款4 前期高齢者納付金等、項1 前期高齢者納付金等、目1 前期高齢者納付金は、前年度比19.1%の減でございます。

目2 前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ5.3%の減でございます。

款5 老人保健拠出金、項1 老人保健拠出金、目1 老人保健事務費拠出金は、前年度と比べ22.2%の減でございます。

30ページ、款6 介護納付金、項1 介護納付金、目1 介護納付金は、前年度に比べ7.2%の減で、第2号被保険者数の減及び過年度精算によるものでございます。

款7 共同事業拠出金、項1 共同事業拠出金、目1 高額医療費共同事業医療費拠出金は、前年度に比べ8.9%の増でございます。

目2 保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ4.7%の減でございます。

目3 高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ11.1%の増でございます。

目4 保険財政共同安定化事業事務費拠

出金は、前年度に比べ11.1%の増でございます。

目5 その他共同事業事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

款8 保健施設費、項1 保健施設費、目1 特定健康診査等事業費は、前年度に比べ5.0%の減でございます。

32ページ、目2 保健衛生普及費は、前年度に比べ4.8%の減で、データヘルス計画に基づき、糖尿病性腎症重症化予防などの事業を実施いたしてまいります。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ14.2%の増となっております。

目2 退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ2.8%の減でございます。

34ページ、款10 予備費、項1 予備費、目1 予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険特別会計予算の質問をさせていただきます。

今回、保険料率が据え置かれていることについては、非常に評価をしているところです。しかし、法定外の繰入を減らしていると思うんですけれども、その金額について教えてください。

それから、法定外繰入を減らすことについて、本会議代表質問の中で、都道府県化を目指して、そういうことが必要だというようなご答弁をいただいたと思うんですけれども、今、都道府県化は、具体的にどんな状況にあるのか。ガイドラインを策定

するような方向で、大阪府の動きが進められていると思うんですが、そういう協議の中に摂津市が入っているのか。また、入っていないなら、どうやって情報も集めて、摂津市の意見というものも反映しているのか。全体のスケジュールとあわせて、摂津市が今どういう状況なのかということについても教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、法定外繰入金の減少額についてでございます。平成27年度でございますが、平成28年度と比較しまして約4,740万円ほど減少させていただいております。ここにつきましては、代表質問でも申しましたとおり、法定繰入がふえておりますことから、一定の抑制を図らせていただいたものでございます。

続きまして、都道府県化の現在の状況でございます。

都道府県化につきましては、昨年の5月の国保の一部改正によりまして、平成30年度から国保の広域化が行われることと規定されております。その中で、大阪府におきましては、府と市の協議の場となります国保広域化調整会議が4月から設置されております。現在、平成30年度に向けた議論が進められているところでございますが、協議の内容としましては、国保運営方針に盛り込む内容に関する事項、国民健康保険の納付金の算定のルールと財政運営に関する事項、標準保険料率等に関する事項、その他国民健康保険に関する事項となっております。

代表としましては、調整会議のメンバーとしましては、各ブロックから出ていただ

くことになっておりまして、北摂からは、豊中市が調整会議の代表として出ていただいております。また、その調整会議の下部組織でありますワーキンググループに豊中市と茨木市が出ていただいております。随時、北摂の研究会等を開催しておりますので、情報は随時いただいている状況でございます。また、摂津市からも、その都度、ワーキンググループの代表等を通じて、要望等は出させていただいております。スケジュールに関してでございます。

27年度につきましては、調整会議の取りまとめが一旦終わったところと聞いております。まだ、方向性の案が示されている段階でございますので、引き続き来年度以降も協議はされていくものとなっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 都道府県化について、国のほうは、市町村単位で国保料が変わっていくということについては問題ないというか、それぞれの市町村で決めてよいと思うんですけれども、大阪府のほうは、統一保険料にやはりかなりこだわっていると聞いています。大阪府の標準よりも所得水準が高いのか、低いのかというところを軸にして、2段階ぐらいに考えられているのでしょうか。摂津市は、そうなると、どちらのほうに入っていくのか。また、医療費の水準は、余り入れない方向だということも聞いているんですけれども、それが摂津市の国保料にどんな影響があるのか。府からおりてくるのも、強制力はないとは言いながら、分担金として大阪府に上げていくお金が決定してきますので、そこは非常に大事なのかなと思っているんですけれども、そういうことについて、具体的に摂津市にとってどうなのか、それに

ついてどういう意見をおっしゃっているのかということについて教えていただきたいと思えます。

都道府県国保運営方針というのを今審議されているというお話でしたけれども、国保料だけではなくて、一部負担金の減免であるとか、減免のやり方であるとか、さまざまなことがそこで話し合われて、統一しようとして大阪府は考えているという認識を私は持っているんですけども、そういう状況についても教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 都道府県化となった場合の保険料のお話でございます。

委員がおっしゃるとおり、大阪府におきましては、従前より統一料率を目指した形で協議が進められている状況ではございます。しかしながら、今の状況を見ておきますと、保険料につきましては、府内におきましても保険料と保険税をやっておられる違いや、賦課方法、応益割、応能割、また資産割をとっておられるなど、不統一な部分もございます。そういったところをいかに統一していくかということが、議論の中に組み込まれておるところでございます。

保険料の水準は、統一化した場合に標準より高いか低いかということところです。ここは、府内の保険者の中で摂津市の所得がどの位置にあるかということが影響してくるところでございますが、昨年度、保険財政の共同安定化事業、これが拡充されるときに、摂津市は拠出金がふえますというご説明をさせていただいております。これは、やはり所得割が導入されたということがございますので、そういった面からも、摂津市におきましては、国保の保険者

の中では、摂津市は標準より府内では高いほうではないかと見ております。

国保の保険料以外の部分でございます。確かに、ワーキンググループのところ、財政運営のワーキンググループというものと、事業運営のワーキンググループというものがございます。そういった部分で、保険料の議論だけではなく、一部負担金や減免につきましても、あわせて統一化に向けた協議が進められているところでございます。本市においても、当然ながら減免や一部負担金につきましては、府内共通の取り扱いが望ましいとは考えておるところでございますが、統一化するに当たっては、やはり各市における基準を確保するような形で統一化を図っていただけるように意見を申しておるところでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今のご答弁を聞いていて、都道府県化によって、摂津市は、国保の中では所得が高い方であることから、拠出のほうが多くなる。摂津市にとっては、保険料としては摂津市独自でやるよりも、もっと上がってしまうというか、マイナスになっていく可能性が高いと思うわけです。

摂津市は、保険料も過去2年は値上げをされましたが、今まですごく頑張って、その前は、6年間ぐらい据え置きをずっとされてきて、大阪府内でも一番保険料が安いんですよというふうなお話もいただいていました。その中で、今回、また料率据え置きということで非常に頑張っていたと思うんです。それは、市民の状況をよく見ていただいて、そこで料率据え置きに踏み切る判断をしてもらったと思うんです。それは、やっぱり摂津市だからこそ、市民の声をしっかり聞いていただける状

況にあったからだと思います。

ところが、この都道府県化になりましたら、所得だけを見て、数字だけの判断ということになるわけです。そしたら、その家庭が厳しいかどうかというのはどれだけわかるのかといえば、国保は、子どもがたくさんいたり、ご両親と一緒に扶養していたりとなると、保険料が上がってくるという制度になっておりますよね。所得だけを見て判断をしたら、本当に厳しいところももっと厳しくなっていくということにもなりかねないわけです。所得だけで比べて、所得が高いから、そこからはたくさんとるんだという都道府県化のやり方というのは、非常に荒っぽいと思います。

医療費の部分を換算しないということも、それはおかしいんじゃないかなとも思いますし、摂津市の立場に立って、しっかりと市民の暮らしを守るように、この都道府県化に向けても意見を言っていたらいいと思います。そもそも、都道府県化をやるのが市民にとって何もメリットはないと思いますので、これについては反対をしていただきたいと私たちは思っています。

一部負担金の減免制度についても、摂津市は本当に非常にいい内容です。大阪府下の中で、東大阪市や八尾市はありますけれども、それに次いで、摂津市は一部負担金減免が高いと思うんです。それは、本当に困ったとき、病院にかかりたくてもかかれない苦しい状況のときに、医療費の負担なしでかかれるという、そういう本当に命を救う制度なんです。この摂津市の水準に合わせて、他市がみんな同じにしてくれるんなら、それはもう望ましいことです。しかし恐らく、大阪府統一ということになりますと、ほかの市町村と同じレベルといいま

すか、もっと引き下げた形になってしまうのではないかと思います。

減免制度にしてもそうです。摂津市は、去年の所得は高いけれど、ことし、いろんな状況があって非常に苦しくなっているという場合は、減免をしていただけます。でも、大阪府下のいろんな市ではそうではない。去年の所得とその前の所得とどれだけ下がったかみたいなことで決めています。そしたら、所得が低いのに減免してもらえないという状況も出てきています。摂津市の減免制度については、いい制度だと思っておりますけれども、これがまた都道府県化になると使えなくなってしまうかもしれない。摂津市が今まで頑張ってくれていたことが、都道府県化によって、市民の生活が壊れてしまうような状況になりかねないということでは、大いに意見を言っていたらいいと思います。反対もしていただきたいと考えます。

今、お話の中で、まとめようとしているけれども、保険料や保険税、まずそこから違っていると、いろんな問題が出てきていると思うんです。一部負担金にしても、減免にしても、賦課の仕方にしても、それぞれ各項目で統一するのはなかなか難しいとか、独自でやってきたことを尊重すべきだとかいうような意見が出ているという資料も持っております。まとまらないということになっていくと、それに対して、大阪府が方向性をまとめるための何かをするのか、それとも、まとまらないんだから、無理やり統一しようとはしないということに進んでいくのか。私は各市町村独自のやり方でやっていってほしいと思うんですけれども、都道府県化に仮になったとしたら、無理にまとめようとするのかどうかについて、教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 協議がどういふまとまり方になるかというところがございます。ことし、協議が始まって、ワーキンググループも数回行われてはおりますが、最終的にはまだ決まったものではございません。ただ、やはり30年度からスタートできる部分は、やはりまとめていくものだと考えておりますが、一定、激変緩和の期間は設けた上で、統一化に向けた形で進んでいこうという方向性になっているものと見ております。ですので、平成30年度に急に負担がふえる形にはならないようには、こちらとしましても要望しておるところでございます。

保険料の水準につきましては、平成30年度から、また新たに国保への財政投入が行われる予定がございますので、摂津市につきまして、所得が高いほうではございませぬけれども、だからといって保険料が上がるかというところは、今の時点では見通しが立てにくい状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 摂津市のいい制度をしっかりと守って、もし統一するなら、摂津市の制度に合わせて統一せよというぐらいのことを言っていたきたいなと思っております。特に一部負担金免除なんかは、そう言っていたきたいなと思っております。無理に他市と合わせてやってしまうという乱暴なことが決して起こらないように、そこは大いに頑張っていたきたいなと思っております。

国の財源投入みたいな話もありましたけれども、今、国保料は、今でももう高いんです。摂津市は、先ほど大阪府下で一番安い時代もあったと言いましたけれども、そのときでも、家計にすれば、やっぱりき

つかったんです。所得200万円で30万を超える年間保険料というのは、どう考えても非常にしんどいものです。そこに対して、しっかりと意思を持っていただいて、財源が国からおりてきた分、一般会計の繰入を減らすとか、それから累積赤字を解消するとか、そっちを第一にして、保険料を上げるというようなことをこれからはしないでいただきたいです。

この前、一般財源の繰入分に、1,700億円を使っていいんだということで、資料もいただきましたけれども、これは一般会計繰入をして、国保料の軽減を一生懸命している市は、国保料を下げているんだから、その一般会計繰入に入れてもいいよという話であって、値上げをしてもいいという話では決してないと思うんです。国保料というのは、今、高過ぎるから、できるだけ引き下げよう。少なくとも、低いところは、今までどおり頑張ってもらいたい。その上で、この財源を一般会計繰入に入れてもいいですよと国は言っていると思うので、値上げをしながら、一般会計繰入を減らすというのは違うと思っておりますので、ぜひ、これからも値上げをせずに、値上げをすればするほど、大阪府下の国保料はどんどん平均が上がっていくことにもなってしまうと思っておりますので、統一を目指しても、値上げはせずに、頑張っていたきたいと思っております。

国が言うてくるいろんな制度、それから大阪府が言うてくるいろんな制度、そのはざまに立って、市民との暮らしを考えれば、非常に苦しい状況に国保年金課の職員の方々はあると思うんですけれども、安倍政権もいつまでも続かないように、私たちが頑張りますので、ぜひとも社会保障を守り、市民のために、自治体も良心を守って、頑

張っていただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 国民健康保険特別会計ということで、審査をさせていただくということでありまして、総額が123億8,700万円ということで、前年よりも6億円ほど下がってきているということで、この数年の右肩上がりからすれば、内容がどうなったのかなと、いろいろと思ひも浮かべる中でなんです、金額だけを見れば、総額が減ってくるということはいいい方向なんだと思ひます。この平成28年度の国保料の値上げせず、いろいろとやりくりはしておられる中で、この業務をされているんだろうと思ひます。

そういう中で、3点お尋ねをしたいと思います。

まず1点目は、22ページ、先ほどの補足説明の中でも述べられましたけれども、電話催告等業務委託をされるということでもあります。389万2,000円という金額でありますけれども、この業務内容と、目的についてお尋ねしたいと思います。

2点目が、32ページのところで、一番上の節13の委託料の中で、特定健康診査等委託料というのがあります。昨年度の予算比で見れば、昨年度よりも約300万円減っているということですが、この減った理由と、わかれば平成27年度の受診率、そして平成28年度もどういう形で考えておられるのか質問したいと思います。

もう1点が、同じページですが、節13委託料の中で、若年者健診委託料が計上されております。予算でいけば253万4,000円ということで、昨年と同じような金額であるんですが、平成26年度の決算

から見れば、160万円ぐらいだったと思ひますけれども、若干差があるのかなと思ひます。やはり健診というのは、もし病気がわかったときに、ご本人も大変ですし、お金の面でも大変なことになるということで、受診率を高めていかなければいけないという思ひもございまして、この若年者の件につきましても、この受診率をどう見ておられるのかということと、この受診率の率上げるというか、受診者数を上げる施策をどう考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西国保年金課長代理 村上委員の収納業務にかかわりますコールセンター業務の内容につきまして、私のほうからご答弁させていただきます。

まず、こちらの電話催告等業務委託でございますが、平成22年から実施をしております。こちらの業務を6課でコールセンターをお願いしており、予算は、当初、納税課で一括で計上していましたが、平成28年度から、6課で案分し、各課で予算を計上させていただいております。

業務内容につきましてですけれども、基本的には初期滞納者の方に対する、納め忘れはございませんかという形での催告業務を行っていただいております。それ以外には、資格の喪失というのも国保にはございます。もしかしたら資格の喪失されておられませんかという形で、勸奨業務も行っております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 そうしましたら、私のほうから、保健事業に関係しますところをご答弁させていただきます。

委員のおっしゃいましたとおり、予算の総額が6億円減少しております。これは、

主に被保険者数の減少が要因となっており、同封しておりますが、28年度、一体型といえますか、見やすいパンフレットの工夫を予定しております。

最後に、受診率の状況でございますが、現時点では、26年度が最終の法定報告の数字となっております。31.6%が健診の受診率となっております。25年度30.7%でございましたので、若干ではございますが、受診率は伸びておる状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。  
○村上英明委員 最初、電話の件でございます。

先ほどの答弁でもありましたけれど、一般会計やほかの特別会計でも計上されているということで、もともと一つでやっておられたところを6課で分散して予算計上をされているということでもあります。先ほどありました滞納者への電話の件とか、また資格喪失等の方ですね、しっかりとフォローをお願いしたいなど。これは要望としておきます。

次の特定健診の件でございます。

この平成28年度に向けてということで、特にデータヘルスをされてこられて、糖尿病関係ですか、生活習慣病ということで、食事のこととか、講習会をされるとか、一定の施策をされるということでもあります。そういう中で、この受診率をふやしていくということが、本当に大切なことでもありますし、結果をご本人が自覚できるということで、生活習慣を少し改めないといけないのかという認識もまた高まっていくのではないのかなと思いますので、しっかりとお願いしたいなと思いますし、やはりこの未受診者の方への電話の件、これは、私も該当者だったんですが、もう残り1か月、2か月しかないなということで受診を

された方の声も聞いております。また通常であれば、はがきやファクスで、第1希望、第2希望を書いて出して、その後で結果が来るということになっていると思うんですけども、この電話では、それで予約をしていただけるというか、そういうことが電話の本当に大きなメリットなんだろうなと思います。

そういう意味で、今現状では3人に1人ぐらいの受診率の割合ということでありましたけれども、例えば、40歳から60歳で、受診されたことがないという方がおられるのかどうか。おられれば、その方に対してどういう対応をされておられるのかということだけお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 受診を受けたことのない方がおられるのかというお問い合わせでございます。

集計等とはとれてはいないんですが、電話勧奨をする中で、未受診の方、そして、受けないという方もおられますので、その中でヒアリング等もさせていただいております。多いのが、やはり病院にかかっているから、もう治療中だから健診を受けないんだという方がおられます。忙しいという方もおられます。あと、健診を受けるのが不安だといった方もおられます。そういった方につきましては、できるだけ電話勧奨の時点で、健診の必要性をしっかりとお伝えさせていただいて、受診をいただくように努めている状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 何度も何度もなんですけれども、やはりこの健診を受けていくということが本当に必要なことでありますし、先ほどご答弁でもありましたけれども、

結果が来るのが怖いという方もあったりとか、また通常の献血、それである程度数値がわかるということで、これも一つの個人のチェックと捉まえている方もおられると聞いておりますので、しかしながら、この数字上でいけば、3分の1の受診率ということが出てきておりますので、やはりしっかりと健診を受けていただけるような、そういう周知というか取り組みを、この電話の中でもお願いをしたいなと思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、予算概要のほうでお聞きしたいと思います。

154ページですけれども、一般事務事業の中で、通信運搬費というのがあって、昨年と比べて500万円以上増になっているのかなと思うんですけれども、その増の要因をお聞かせいただきたいと思います。

その中に、国保のシステム改造委託料、これは、昨年は予算が計上されておらず、ことし新たに計上されていますので、中身を教えていただきたいと思います。

156ページですけれども、先ほども、村上委員の質問で、被保険者が減になって、給付が減っているということのご説明をいただいたんですけれども、説明を聞いてもわからなかったんですけれども、今まで毎年ふえていて、増になっていて、それで28年度が減になっていると、高齢化社会でありますから、増になるのが当たり前だとは思いますが、なぜ28年度は減になったのか、教えていただきたいと思います。

158ページです。後期高齢者の支援金

ですけれども、これも、先ほどの答弁の中で、対象者が減になったということですが、それも説明を聞いて、わからなかったんで、同じくご説明をいただきたいと思います。

戻りまして、退職被保険者のところですが、新規適用の廃止ということでご説明をいただいたんですけれども、もう少し具体的に中身を教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、森西委員のご質問にご答弁させていただきます。

まず、通信運搬費の増額の要因でございます。こちらにつきましては、2年に1回保険証を更新させていただいております。28年度は保険証の更新の年に当たりますので、保険証の発送費用が増の要因となっております。

続きまして、システム改造についてでございます。システム改造につきましては、平成28年度、先ほどの都道府県化のお話に絡んでくるんですが、平成28年度に都道府県化に向けたシステムの簡易版が国から府に配付される形になっております。それに向けまして、それぞれの市のデータを、そのシステムに合わせた形で保険料納付金の算定に当たる基本的な情報を送るために、現在のシステムの改造が必要となっておりますので、この分がシステム改造委託料として、28年度、計上させていただいております。

続きまして、給付費の減の理由というところでございます。被保険者数、これまで給付費はふえておりますということでご答弁させていただいたところでございます。平成28年度につきましては、被保険者数で言いますと、昨年度と比較して約1,

900人減少を見込んでおります。1人当たりにかかります医療費という単価で言いますと、毎年上がっております。単価は上がっていますが、それを上回る被保険者の人数が減ったというところで、全体数は下がっておりますけれども、1人にかかる医療費は上がっているという状況となっております。

被保険者数の減につきましては、75歳到達によって、後期高齢者に移行される方が増加しておる部分と、平成28年10月からは、短期労働者の方の社会保険の適用の拡大というものがございまして、社会保険に入れる枠が若干入りやすくなったといえますのか、適用が変わったことによって、国保から社会保険に移られる方もふえるであろうということで、国のほうは減少分を見込んでおるところでございます。

続いて、支援金の対象者の減につきましても、支援金につきましては、被保険者数が減少となっておりますが、先ほどの後期高齢への移行がふえておりますという部分に関係してきますが、後期高齢者支援金というものが後期高齢者医療を支えるための支援となっておりますので、どうしても後期高齢の人たちがふえると、支援金がふえてまいります。増減の要因としては、単価は上がっていますが、被保険者数の減が上回っているということで、総額は下がったという形になっております。

最後の新規退職被保険者の新規適用の廃止の部分でございます。ここにつきましては、もう平成20年度に、後期高齢者制度ができた時点で廃止というものが決まっております。現時点は、経過措置として残っている形となっております。経過措置としましては、平成26年度までは新規で退職被保険者の方を適用しますと、退職

被保険者の方といたしますのが、今まで会社でお勤めされておられまして、厚生年金等を受給されている方を退職被保険者として適用してまいりましたが、27年度からは新規の適用はしないということで法律が変わっておりますので、廃止となっております。

これにかわる制度としまして、平成20年度から前期高齢者交付金ということで、65歳以上の方の財政調整の仕組みができておる状況でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 通信運搬費はわかりました。

国保のシステム改造委託料ですけれども、今年度にデータを送るためのということでもありますけれども、これは平成28年度だけのものなのか、一元化をするに当たって、29年度、30年度、それ以降も続くものなのか、教えていただきたいと思えます。

あと、被保険者の件ですけれども、よくわからないんです。高齢化社会で、一般的に考えると、単価のそのときの増減はあろうかと思えますけれども、被保険者自身の人数はふえていくのが普通だとは思っているんですが、ここでなぜ減ったのか。それで、例えば、29年度以後、減っていくのか、ふえていくのか、たまたま28年度だけが減るということはある得ないとは思いますが、その辺を教えてください。

後期高齢者の支援金もそうですけれども、後期高齢者へ移行されている方がふえているということですから、対象者が減っているというところがわからないんです。その点を教えてください。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西国保年金課長代理 私のほうから、システムの改造委託料のお問い合わせについてお答えさせていただきます。

まず、平成29年度に関しまして、平成28年度、データの吐き出しを行いますので、受けの分が出てくると想定をされております。平成30年度から広域化になりますので、システムの何らかの改造委託料は出てくるであろうと、これも推測ではありますが、見込まれます。ただその後、経常的に発生するものではないと私どもは考えております。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、被保険者の減の説明をさせていただきます。

国民健康保険の被保険者につきましては、ゼロ歳のお子様から74歳までの方を対象としております。また、後期高齢者医療制度が75歳以上の方が対象となっております。

現在、国保に入っておられた方が75歳に到達されますと、国保を脱退されて、後期高齢に移行となります。そうなりますと、国保の被保険者数が減っていく形になるんですが、平成22年度から26年度の実績を見てみますと、摂津市の後期高齢者の被保数ですが、22年度6,183人でした。その後、毎年500人ずつぐらいふえてきております。平成26年度には7,961人まで後期高齢者の方はふえておられます。75歳以上の方ですので、それまで会社勤めされていた方は少ない状況ですので、会社の扶養に入っておられた方が、国保から後期高齢者に移行された方となっております。逆に、国保の被保険者の方で言いますと、平成22年度は2万6,360人の方がおられましたが、平成

26年度では2万4,346人まで減少となっております。

この状況を見ておきますと、国保から抜けられて後期高齢へ移られる方が、新たに加入される方よりも増加しているところで、被保険者数の減少が続いているものとなっております。今後も、この状況は続いていくものではないかなと見込んでおります。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 システム改造委託の部分は、理解しましたので結構です。

被保険者の件ですけれども、数字としてはそういう形では出ているから、そうだと思うんです。私の感覚では、社会保険から国保に移行される方がふえるんだらうというような認識があるんですけれども、そこで人数が減っているの、後期高齢のほうに移行されて、後期高齢がふえられて、国保が減るということであればわかるんですが、国保も減っている、支援金においての対象者が減っているということでもありますから、現実にはそういう数字が出ているので、そうだろうとは思いますが、予算としては減ったほうがいいんですけれども、これが例えば、当初予算の見込みが違って、結局、補正で、いやこれだけ必要なんですよということがないように願っておるんですけれども。やっぱり予算も的確な数字を出していただきますようお願いいたします。

あと、何か補足があれば、部長からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 1点、安田課長からご答弁申し上げました後期高齢の支援金の対象者数が減っているというのは、後期高齢者の方の数が減っているのではなくて、

後期高齢者支援金を支払う方、すなわち国保の被保険者数が減っている、そういう意味でございますので、よろしくお願ひいたします。

それともう1点、後期高齢者の数がふえるというのは、団塊の世代の方が75歳到達をこれからどんどんされていくということで、今までの速度よりも上がってくるということもございます。

補足とさせていただきます。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほか、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第41号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 条例の改正ですけれども、国保の法定軽減が広がるのと、それから賦課限度額が引き上がるということだと思いますが、これによって、摂津市のどれだけの国保加入者の方が影響を受けるのか、法定軽減、賦課限度額、それぞれ教えていただきたいんですけれども。法定軽減が広がることで、その世帯、金額的にはどれぐらいの影響があるのか、国保料が安くなるのかということです。摂津市として、全体的にその金額はどれぐらいになるのかということをお教えいただきたいと思ひます。賦課限度額も、金額も教えてください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 条例に関してのご質問にお答ひさせていただきます。

まず、賦課限度額からご説明させていただきます。

賦課限度額につきましては、昨年度に引き続きまして改定をさせていただくものでございます。医療分、後期高齢者支援金分、合わせて2万円ずつ改定させていただきまして、限度額を介護分合わせて89万円とさせていただくものでございます。

影響人数でございますが、保険料につきましては世帯単位の賦課となりますので、平成27年度の限度額の超過世帯数で見ますと、医療分で346世帯が影響するというところでございます。また、後期高齢者支援金分につきましては454世帯、これだけの方が限度額に27年度達しておられましたので、引き上げによって影響が出る世帯数となりますと、最大で454世帯になってまいります。

影響額でございますが、限度額を引き上げることによって、これまで限度額を超えてしまって、保険料に反映できなかった額でございます。試算値ではございますけれども、医療分で約750万円、支援金分で約550万円です。こちらの額が保険料に影響する額となっております。

これによりまして、保険料の据え置きの一つの要因となっておりますが、医療分で0.07%、後期高齢者支援金で0.09%、保険料率への抑制効果となっております。

続きまして、保険料の軽減世帯でございますが、軽減につきましては、7割、5割、2割軽減がございます。今年度につきましても、昨年度に引き続き、2割と5割軽減の基準額を引き上げさせていただくものでございます。5割軽減につきましては、1人当たり33万円の基礎額に、1人当たり26万円を加算しておりましたが、5,000円引き上げさせていただいて、1人

当たり26万5,000円、軽減判定に当たっての基準額を引き上げる形になります。2割軽減につきましては、1万円を引き上げるといった形となっております。

影響の人数でございますが、軽減世帯につきましては、5割軽減の世帯数、試算値でございますが、48世帯が拡充によって適用される世帯がふえると、2割軽減で35世帯が増加となると見込んでおります。

ただ、景気の動向によつての基準の引き上げですので、所得がふえられた方が外れないようにするために、基準を引き上げるものでございますので、軽減の枠を広げるというよりかは、これまでかかっていた方が軽減対象から外れないように景気の動向を見た改定となっております。

金額につきましては、基準額で申します。お一人世帯であれば、5割軽減、これまで所得が59万円以下の方までが5割軽減の対象となっておりますが、見直し後は59万5,000円、二人世帯であれば85万円が86万円、それぞれ5,000円ずつお一人について加算になっていく形になります。2割軽減につきましては、現行お一人世帯であれば、80万円までの所得の方が、見直し後は81万円以下までが適用となります。お二人世帯であれば127万円が129万円と、お一人ふえることによって1万円ずつ加算がふえていくという形となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 限度額が上がることで、所得の高い方については、理解が得られるんだろうと思うんですけども、先ほども言いましたけれども、国保の場合は、家族数が多いということで金額が上がっていく部分があります。多子世帯、子どものたくさんいてはる世帯には、減免を行って

るところもあると聞いております。やはり、これから子育て支援ということであるならば、子どもがたくさんいてはって、そのために国保料が非常に高額になってしまふということがないように、そういう減免についてもぜひ考えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第8号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 後期高齢者医療特別会計について質問をいたします。

後期高齢者の保険料は、2年に1回見直しということになっていると思います。今回、見直しの年だと思ふんですけれども、それによって、どうなるのか教えていただきたいと思ふ思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 委員ご指摘のとおり、後期高齢者の保険料につきましては、2年に1回の改定ということで、平成28年度は改定年度となっております。改定の状況でございますが、被保険者の給付費の推計から料率を決定されることになっております。2月に行われた広域連合の会議において、既に承認をされていると聞いておりますが、平成28年度、平成29年度の料率につきましては、給付費の伸びにより、保険料の増加要素もある中、余剰金の

活用によりまして、所得割につきましては、これまでと同様に10.41%で据え置き、均等割額は5万1,649円と、これまでの保険料から比べて958円引き下げとなっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今回は引き下げということだと思ふんですけれども、税と社会保障の一体改革の中で、どんどん社会保障費が切り下げされてきています。今後、この後期高齢者の医療制度、低所得者の軽減が段階的に減らされるであるとか、それから、社会保険の扶養に入っていた方が後期高齢者に移った場合は、軽減があると思ふんですけれども、そういうところも廃止をされるとか、いろいろ削減メニューが並んでいると思ふんです。それについて、説明をいただきたいと思ふ思います。

それから、先ほどの国保のほうも、後期高齢者の支援金ということが出てきましたけれども、社会保険に加入されている方も後期高齢者の支援金というのを払っていると思ふ思います。その制度が変わって、総報酬割を導入していくということになっていると思ふんですけれども、これについても説明をいただきたいと思ふ思います。よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 後期高齢者の方の特例軽減の状況でございます。所得の少ない方につきましては、法令では国保と同じく、7割、5割、2割の軽減となっておりますが、特例軽減としまして、7割軽減に該当する方で、所得に応じて8.5と9割軽減という形で、特例的な軽減が行われております。また、旧被扶養者、これまで社会保険の扶養であって後期高齢に入られた方につきましても、9割軽減をされてい

たところでございます。

その中で、今、現時点で見直しも、国のほうでは議論されている状況でございます。現時点での私どもの情報では、平成29年度に原則的な形に軽減を戻すと、特例をなくしていくと。ただし、激変緩和も講じるようなことも検討するというところで、情報としてはそういう状況となっております。まだ確定になっておりませんので、今後、国の動向を見てまいりたいと考えております。

続きまして、社会保険の総報酬制の関係でございます。後期高齢者支援金につきましては、それぞれ75歳未満の方が加入しておられる保険から、後期高齢者制度への拠出をしていくわけでございます。社会保険におきましては、これまで国庫負担が投入されておりましたが、その負担につきまして、社会保険、被用者保険内で財源を調整するよう総報酬制というものが見直しされております。いわゆる、国の国費を当てていたものを、これは国保のほうに回していただく形にはなるんですけれども、その分、被用者保険につきましては、被用者保険者間で財源を調整すると、いわゆる、所得の多いところ、報酬の多いところの負担がふえる形で、支援金の見直しがされているものでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 特例が廃止をされることによって、負担が大きくふえていくという指摘をされています。息子の扶養家族だった高齢者の方、年金6万4,400円だった場合、これが今だったら5,650円ぐらいの保険料になるんですけれども、これがなんと5万6,500円。それぞれ年額ですね。10倍に上がるということも指摘をされています。

そもそも特例をつくったのは、そういう計算式だけではとても支払えない人たちがたくさんいらっしゃる。年金額は国民年金で、40年間ずっとかけて満額であっても6万円、7万円というような金額ですので、そういう人たちにちゃんと配慮をするということで、特例を設けてきたにもかかわらず、政府のほうは実施してから7年たつから、国保の軽減割合が最大7割と比べて不公平だというようなことを言って、削減してこようとしていると聞いています。

こういうことをすることによって、後期高齢者の方々を本当に苦しめると。保険料のために食費を削るとか、医療にかからないとか、そういうことも起こってくるような中身だと思います。

そもそも、この後期高齢者の医療制度というのは、75歳以上の人を囲い込んで、医療の中身も制限していくという目的でつくられたものであります。私たちは、この後期高齢者医療制度そのものが本来あるべきものではないと思っておりますので、ぜひ、これはなくすようにということをお願いしたいと思います。

国は後期高齢者に財源を持ってくるために、社会保険の人たちの保険料も引き上がっていくような仕組みをつくっております。これも、現役世代に大きな負担を強いるもので、社会保険からは反対の声も上がっていたところかと思えます。

国が財源を出すのではなくて、社会保険に入れていた国の財源を引き上げて、それを国保に持つてくるという、国は何も、より一層出すというようなことをしていないというような状況です。

本当に、税を引き上げながら社会保障は少しもよくならないと。今度、消費税を1

0%にというようなことも言われておりますけれども、ますます高齢者の方々を初め、たくさんの方がしんどい思いをする状況になります。今年度は確かに引き下げになっているかもしれませんが、苦しめられるような負担増のメニューが続いているということについて、後期高齢者の分は摂津市で金額をいじれるものではもちろんありませんけれども、自治体からも声を上げていっていただきたいと思います。要望といたします。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 後期高齢者医療特別会計を各自治体が徴収して、それを広域連合のほうに支払っていくというような流れかと思うんですが、その中で、10ページ、徴収のところで、普通徴収と特別徴収ですね、この人数と比率をお尋ねしたいのと、これまた、滞納繰越分というものが計上されているんですけども、現年の普通徴収の徴収率についてお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 保険料の普通徴収と特別徴収の比率でございます。

平成27年度の12月末現在の状況で申しますと、被保険者数が8,284名総数としておられます。その中で、特別徴収の方が6,032名、全体の72.8%。普通徴収につきましては、2,252名、27.2%。こういった状況となっております。

続きまして、保険料収納率の状況でございます。こちらにつきましても、平成27年12月末現在の状況でございます。

普通徴収におきましては、97.88%が徴収率となっております。特別徴収は、

100%になりますので、全体で申しますと、99.07%が後期高齢者の現年分の保険料収納率となっております。前年の同時期と比べますと、0.29%収納率が上がっている状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 特別徴収は、100%徴収ということであるんですが、その中でも普通徴収も97.88%という形で結構高い比率です。国民健康保険は、90%ぐらいだったと思うんですが、それも高い比率だと思います。

そういう中で、特別徴収とこの普通徴収の人数ですね。さっきお聞きしましたけども、金額面でいけば大差がないようなことであるので、普通徴収の方が納める分のウェイトが大きいのではないのかなと思います。そういう意味では事務処理のこともありますし、そういうことを考えていくと、特別徴収に極力切りかえていっていただけるような方向で推奨といいますか、取り組みと言うんですかね、そういうことも含めてお願いをしたいなと思って、要望としておきます。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 今、摂津市から、この制度に関して広域連合に要望なり、この点が課題だから改善してほしいという部分があるのか、そういう要望を上げているのか。もしくは反対に、広域連合から、この点が課題だから各市町村に対して何らかの要望があるのかですね。教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 広域連合と、お互いの要望についてでございますが、広域連合

と市町村におきましては、それぞれ給付部会と資格部会ですかね、そういった部分で会議の場を定期的に設けております。

その中で市町村から、給付においてはこういうことをお話ししたいのでということで議題が上げられたり、改善を求めたり、また、逆に、広域連合からは、収納率を上げてほしいということで市町村への努力を求められたりという部分のお話が定例的には行われている状況でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 そしたら、摂津市から広域連合に何か、摂津市においての課題ということで、この点を改善してほしいと上げている部分はあるんでしょうか。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 特に課題としてはございません。

常日頃、担当者レベルで広域連合と連携していろいろと話はさせていただいておりますので、大きな課題として何かあげているというものは、特にはない状況でございます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 例えば、他の後期高齢者全体の制度として、他の市町村から大阪府に、この辺が課題だから改善してほしいとか、そういうような声はあるのか教えていただきたいと思うんですけども。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 大阪府の広域連合というのは、市町村から職員を派遣しまして、後期高齢者医療制度の運営に当たっている状況でございますので、常日頃、私どもの職員が1名行っておりまして、連絡も密に交わしている状況でございます。

後期高齢者医療制度に対する要望につきましては、大阪府市長会を通じまして、

国に対して要望を上げさせていただいているところです。

特に、最近の広域連合からの要望というのが、やはり人材の要望でございます。

市町村から職員を派遣します関係で、毎年派遣をされると向こうも困ってしまいますので、最初は2年ということで派遣をさせていただいていました。

ところが、医療というのは、かなり専門的な部分でございますので、2年では短いということで、2年前から3年に延ばしてほしいということで3年に延びております。今、派遣している職員も、3年という任期で行かせていただいております。

それにあわせて、政令市におきましては、課長級ですとか管理職の派遣をしておりますので、そういった職員もあわせてお願いをしたいという要望が来ておるんですけども、各市町村からですね、係長級、あるいは課長代理級、あるいは課長級というような職員を派遣するのは非常に難しいんですが、ぜひ検討をしてほしいということで、要望が上がっていると聞いております。広域連合として一番大きい要望は、人材のことかと思っております。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。

ほかにごありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時41分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○上村高義委員長 議案第7号及び議案第13号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険特別会計の質問をさせていただきます。

予算書の22ページ、介護予防サービス等諸費の中で、介護予防居宅サービス給付費、介護予防地域密着型サービス給付費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費がそれぞれ減額となっています。

昨年は一昨年よりも増額となっていたと思います。

20ページですけれども、介護サービス関係は増額になっているのに、どうして介護予防サービス費のほうが、ほとんど減額ということになっているのでしょうか。そのことについてお答えください。

それから、新しい総合事業で、この介護予防の要支援の方々へのサービスが、訪問介護のサービスと通所介護のサービス、これが新しい総合事業に移ることになると思いますけれども、この要支援の方々のサービス、どんな新しい事業で展開されようとしているのか教えてください。本会議の代表質問でも取り上げましたけれども、現行どおりのサービスでいけるのか、そうでないなら、それに対してどのような形を考えられておられるのか。

今、介護事業所がこういった方々のサービスを行っているわけですが、その報酬が、国のほうで大きく引き下げられて非常に苦しいという声が出ておりますが、この新しい総合事業で介護事業所の報酬をどのように考えておられるのか教えてください。

それから、新しい総合事業へこれから移っていくスケジュールですね、これについても教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委

員の三つの質問にご答弁申し上げます。

まず、予算書22ページの介護予防関係の予算が減額になっている件につきまして、ご答弁申し上げます。

介護保険の給付費を算定する場合、介護保険事業計画を3年間の推計として求めまして策定いたします。この介護保険事業計画に基づいて、給付費を予算に織り込んでいく形となります。

前年度は、要支援の給付がふえていくという予定で増額をさせていただきましたけれども、実際実施してみますと、要支援者の方の利用が見込みより下回っている状況となりました。

今般、平成28年度の予算を計上させていただくに当たりまして、前年度のままでいきますと、再度残額が発生するという形になりますので、28年度におきましては、介護給付費に予算を積み増しさせていただきました。全体としましては計画どおりの予算枠で予算を計上させていただく形となっております。

次に、総合事業の要支援者の取り組みということで、訪問介護と通所介護がございます。どうしていこうとしているのかというご質問にご答弁申し上げます。

国のほうが制度改正しまして、要支援者の訪問介護と通所介護につきましては、市町村でしなさいという形で仕事がおりてまいりました。

本市としましても、従前どおりの給付費で対応できる形でありましたら特に支障はなかったわけですが、国のほうが予算を別枠として、その予算の決定が従前の予防の給付費をベースに高齢者の伸び分だけを上積みするという形の算定方法です。

この形でいきますと、総枠が決まってい

るということで、要支援者、要介護認定者もどんどんふえていき、給付費も約9%近く延びてきている状況からしますと、高齢者の75歳以上の延び率だけでは、予算が確保できません。

そうなりますと、その枠内で実施するには事業者にご協力いただいて、従前の単価のままのサービスと、一定要件を緩和した単価設定をしたメニューを構築していかざるを得ない状況となっております。

この新たな基準緩和したサービスの構築につきましては、既に事業者と11月から4回ほど会議を重ねてまいりまして、また4月11日にも5回目の会議をさせていただきます。このように、事業者の意見を聞きながら、また近隣の要支援者に対する事業の単価を踏まえながら、私どもとしては決めていきたいと考えております。

できるだけ、要支援者の方がたくさんおられる以上、ボランティアの力だけでは、介護のサービスが賄えません。ですから、事業者の協力が必ず必要になってまいりますので、事業者と調整しながら進んでまいりたいと考えております。

予定につきましては、今回、事業者と協議していくのを6月、7月ごろまでと思っております。それ以降は、予算の査定に入っていきますので、その時点のころには概ね単価と加算要件等々含めまして決定していきたいと考えております。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午前11時51分 休憩)

(午後 0時59分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

増永委員。

○増永和起委員 それでは、介護保険特別会計についての2回目の質問を行います。

初めに、予防介護の金額が今回減額とな

っているのは、見積もり過ぎていたのを減らしたというお話であったと思います。今現在、介護保険の基金、これはどれぐらいになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

昨年度は、基金の繰入はゼロで、当初予算で積み立てが2,097万4,000円ぐらいされていたと思います。補正で積み立てがぐっと上がっておりますけれども、今年度は当初から繰入が6,500万円とされていると思うんですけども、また積み立ても1,800万円以上回しているというようになっております。平成27年度末の基金残高を教えてくださいたいと思います。

それから先ほどのご答弁で、要支援の方々の新総合事業でのサービス、これに予算の確保ができないとか、いろいろ理由はおっしゃっていましたが、緩和した基準のサービスを入れるというお話だったと思います。現行どおりのサービスと緩和した基準のサービス、これを介護事業所にやっていただくというお話を今進めておられるということだと思っておりますが、この緩和した基準のサービスというのがどういうものなのか、教えてください。

それから今事業所との話を続けているとおっしゃっていましたが、報酬単価など具体的な話ですが、もちろん現行の分は現行どおり報酬を続けられると思うんですけども、その緩和した基準をこれから担っていただくということになれば、その緩和した基準のサービスについて、報酬単価とかを引き下げるといようなことであれば、現行とその引き下げた場合は、どれぐらい違うのか、それぞれの金額も含めて教えてくださいたい。あと、ほかに具体的にこんな話をしているということについ

てありましたら教えてください。

それから要支援の人は、全員希望をすれば現行どおりのサービスを受けられるのか、それともこういう人は現行どおりのサービスですよ、こういう人は緩和した基準のサービスですよと振り分けを市でされるのか、それについて教えていただきたいと思います。

それから、先ほども言いましたように、介護報酬は既にもう引き下がっております。これは国のせいですが、非常に介護の事業者は苦しんでおられます。大阪社会保障協会が行った介護事業所に対してのアンケート集計がありますけれども、その中で介護報酬改定の影響が非常に収入減になっているという回答をされた事業所が71%と出ています。

それから新総合事業への移行で心配なことで、報酬が下がって経営困難になるのではないかとということをお心配しておられる、これが70%の事業所。職員の確保が困難になるのではないかと29%、ボランティア・無資格で利用者に対応できるのか、これが32%、利用者の生活に支障があるのではないかと53%、いろいろと事業者は心配されておられるということが出ています。そして、新総合事業になって、積極的に参入を検討しているというところは5%しかありませんでした。参入してもいい、これが28%で、参入は考えていない、この時点のアンケートでは45%の事業所がそう答えておられるということです。これは基準緩和のサービスについての参入ですね。

それから今後の事業展開について、そういう厳しい状況の中でどうするのか、生き残りのためにということをおアンケートしますと、事業から撤退するというのが4%

あったそうです。事業所の整理縮小が17%、事業所の規模拡大27%、障害サービスなど新たなサービスに移行・追加するというのが16%ということです。規模を拡大するという前向きなものもあるんですけども、それは規模の大きなところがそういう回答をしているということで、小規模のところは事業からの撤退や事業所の縮小というのがかなり大きく占めておると。または、介護から違うサービスに移していくと考えるというのが多かったということでもあります。介護を必要とされる方に対して、きちんとサービスが提供できるようにしたい、そういうご答弁をいただいていると思うんですけども、やはり事業所の運営状況が厳しくなっていくと、せっかく事業所が頑張っている、そこすらも潰れていってしまうということになりかねないのではないかなと思います。事業所とお話をされている中で不安の声とか、そういうのが摂津市の中からも上がっているのかどうか、そういうことについてどうお考えかお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず基金残高についてですけれども、平成27年3月31日という形で一旦線を引きますと、2億8,822万1,078円という、そのぐらいの数字になります。新年度に入りましたら、今回予算で上げさせていただいている基金からの約6,500万円の取り崩し、また1,300万円の積み立てがありますので、それを精査しますと、予定としましては平成28年4月1日段階では、2億4,160万円程度になるかと考えております。

次に、緩和したサービスの内容ということでご答弁申し上げます。私どもとしましては、平成29年4月の実施を考えておりました、今事業所と4回の会合を踏まえ、内部でも単価の設定については考えているところです。今回事業所のほうに案として、ヘルパーの事業につきましては、現在の報酬は60分から90分で3,124円となっておりますので、概ね1,000円ほど低い金額になりますけれども、今の単価は60分から90分という形の幅がありまして、私どもが今一旦提案させてもらったのは60分2,000円という形で投げかけさせていただきました。最終的にはいろんな状況で金額も変わるという前提でお示したところです。

次に、通所型のサービスにつきましてですが、これは一般にデイサービスと言われるもので、これにつきましては、通常1回当たり4,302円程度の報酬単価になりますけれども、今回お示しさせていただきました金額は3,000円程度という形で数字を示させていただきました。

次に、現行のサービスと、少し緩和した基準についての振り分けをしていくのかということにつきましてですが、まず要支援者の中でも認知症等の問題がありまして、介護が必要な時間が多い人、また要支援の中でも総体的に軽い方、いろいろおられますので、その重たいといひましようか、介護の支援が大変な方につきましては、一定現行のサービスを受けていただくことを考えております。

また、軽度な方につきましては、新たに策定します緩和したサービスを中心に使っていただきたいという形で考えております。

次に、介護報酬は既に引き下げられてい

る中で、事業所としては新たな金額の低い報酬であると事業の継続が難しいとか、いろいろそういうお話も聞くことは確かにあります。私どもとしましては、もちろん報酬が安く設定できれば、1割負担としますと、利用者には負担が軽減されるということもありますけれども、一定事業者が介護の事業と要支援者に対するサービスとまぜながら事業としてできるだけ継続していただけるような形に何とかできないものかという形で今考えているところで、今後事業者のご意見もさらにお聞きする中で、単価設定については、慎重に考えていきたいと考えております。

次に、緩和をした基準の内容についてのご質問ですが、今現在の単価は、先ほど訪問型サービスでは60分で2,000円程度と申し上げました。緩和した基準といいますのは、一定自宅に赴いて介護者の支援をする方の資格の要件をどうしていくのか、また事業者の管理者の人員配置をどうしていくのか、いろんなところの制約をいかに見直すことによって、コスト的に下げて、利用者の方が今までどおりのサービスが使える形で何とか考えていきたいと考えています。今の段階では、資格要件等につきましては、まだ決めていない状況です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 3月末時点で基金が2億8,000万円ほど積み上がっているというお話でした。第5期に移るときに8,000万円の基金が積み上がっているのので、介護保険料を引き下げのために、この基金を全部使って介護保険料を引き下げよということを日本共産党が提案をして、少し介護保険料は引き下がったけれども、その後もどんどん介護保険が積み上がっ

ているという状況をこの間ずっと指摘を  
してまいりました。8,000万円だった  
基金が、今は、3億円に届こうかとい  
うところです。4月1日では2億4,000  
万円の基金となっておりますけれども、  
昨年補正で1億円の積み立てが行われ  
ました。また、今度も補正で大きく積  
み上がるのではないかと思います。この  
ままどんどん積み上がって行って、そ  
れをどうしようとしているのか非常  
に気になるところですし、また、そ  
もそも介護保険の計画自体が取り過  
ぎの計画なんじゃないかと考えます。  
今回、減額の予算が組まれましたけ  
れども、最初からそういう形で予算組  
みをしていけば、もっと安い金額設  
定ができたのではないかと。介護の給  
付のほうへ乗せて、全体としてはプ  
ランどおりだということですが、精査  
をしなければ、こんなに取り過ぎに  
なって基金ばかりが積み上がって  
いくと思います。第6期はまだ途中  
ですが、しっかりと考えていただか  
ないといけないと思います。

そこで新総合事業ですが、確かに  
国のほうが制限を設けてきているとい  
うことは私たちもよく理解をしてい  
ます。本当にひどいやり方をしている  
など。安かろう、悪かろうという制  
度に誘導するような政策です。その  
中で、市としていろいろと苦慮され  
ているということについてはよくわ  
かるんですけども、そのしわ寄せを  
利用者や介護事業所に負わせるとい  
うことは、これは違うのではないかと  
思います。今のお話では、まだヘル  
パー資格のない方にサービスを依頼  
するというような形での緩和した基  
準、これはまだ決めていないとお  
っしゃっていました。そのところは  
しっかりと守っていただいて、要支

援の方々のサービスというのは、専  
門的な支援のサービスが必要なもの  
ですから、きちんと専門的な手配を  
していただきたいと思います。とな  
りますと、現行どおりのサービスも  
緩和した基準のサービスも両方ヘル  
パーが行くということになれば、結  
局単価が違うということになるだけ  
なんです。これは事業所泣かせだけ  
でしかないと思います。先ほど金  
額もお示しいただきました。60分  
で3,124円のところを2,000  
円というような額を示しているとい  
うことでした。ヘルパーは、今な  
り手がありません。そういう中で、  
ある事業所では1,400円の金額を  
提示をして、ヘルパーに来ていただ  
いていると。それで募集しているけ  
れども、なかなか応募がなくて困  
っているというお話をされています。  
2,000円だと600円しか事業所  
の取り分がなくなる。その中で事  
業所経営をしていくということにな  
ると、やっけない金額なんだとい  
うお話を私は伺っています。金額を  
低くすれば、ヘルパーが来てくれ  
ない。事業所としてやっけない。金  
額を高くしてはやっけない。そう  
いうことも伺っております。やは  
りその事業所を泣かすということは  
、結局、事業所が撤退をしていっ  
て、先ほどもアンケートでお示し  
しましたけれども、そうになると  
ヘルパーに来てほしいのに、事業  
所もない、ヘルパーもない、そう  
いう要支援の方々がふえるという  
ことになってしまうと思うんです。  
本当に介護が崩壊していくとい  
うようなことにつながりかねない  
と思いますので、事業者にはしっ  
かりとした単価で仕事をしていただ  
くように、一緒に考えていただか  
いと思います。現行どおりの要支  
援のサービス、私はこれ1本に絞  
ってやっていただきたいと思いま  
す。

また、通所型のほうも4,302円を3,000円にということで、ここでも引き下げが言われています。いただいた資料では、半日が2,800円、全日が3,000円とお聞きをしています。事業所は半日と全日が200円しか違わないのなら、もうみんな半日にしてしまおうということにもなりかねない、そういう提示だとおっしゃっていました。今までお昼ご飯もちゃんと食べて、お風呂もデイサービスで入れて、きちんと1日過ごして、それによって健康増進を図り、また家で介護をしてる方も1日休息ができるということを保障してきたものを半日に縮めてしまうということが次々起こってくるということにならないようにしていただきたいと思います。

それと認知症等が重い方は現行どおりで、軽度の方は緩和した基準でとおっしゃっておられました。しかし、軽度かどうかというのは、本当に一人一人違うと思うんですね。認定度としてどうかということだけではなくて、その家族の状況がどうか、おうちの中がどんな間取りになっているとか、いろいろなものを含めて違うと思うんですよ。そういうこと一つ一つに対して、こういう人は現行どおり、こういう人は緩和基準と市が分けてしまうというのは、おかしい話だと思うんです。私は何回も介護保険の問題、この新総合事業の問題を取り上げて質問をさせていただいてきました。先の本会議で代表質問をさせていただいたときも、その点をお聞きしました。以前の答弁と、今やろうとしていることと違うんじゃないですかということで、お問いをしたところ、私の聞き方の問題があって、全く前と変わっていませんという部長のご答弁だったと思います。しかし、今のお話を聞くと、やはり現行どおり

の分と緩和した基準をつかって、その緩和した基準を介護事業所に担わせるということに間違いはないと思うんですね。以前のお話では、現行どおりは介護保険事業所に、緩和した基準はNPOや、それからシルバーサービスなどのそういう事業所に、サロンなどは自治会やボランティアの方に、こう考えているというお話でした。緩和した基準というのは、介護事業所には担わせないというお話だったと思いますけれども、今のお話はやっぱり違うと思うんですね。それともう一つ違うのは、要支援の方々には、本人のご希望で現行どおりのサービスかを選べるのかどうかということをお聞きしたら、ご本人のご希望で選べるようにしたいとおっしゃっていました。これも今のお話を聞くと、市が線を引くということで、以前と違うと思います。ここがどうして変わっていつているのかということについて、以前と違うんじゃないかということについて、もう一度きちんと説明をいただきたいと思います。

そして、本当は摂津市も今までどおりのサービスを要支援の方々みんなに提供したい、介護事業所のこともしじめようと、そういう気持ちは全くない、ちゃんと成り立つように支えたいと思っていらっしゃると思うんです。けれども国のほうがお金の問題で締めてくるので、こうせざるを得ないというようなご答弁だったかと思うんですけれども、一つは、やはり国に対して、このやり方はおかしいときちんと声を上げて要求していただきたい。それともう一つは、しっかりとこの介護保険の制度が現行どおりでみんなが希望すれば現行どおり使えるという形にして、事業所も成り立つという形にするために、積み上がっている基金を活用して、この制度を維持して

いただきたい。また、必要ならば一般会計からの繰入も法的にできないことではないと、以前の議会で部長からご答弁いただいております。摂津市は今はやらないけれどもという話でしたけれども、法的に別にやってはいけないという問題ではないなら、何も罰則はございませんから、しっかりとそこを活用していただいて、現行どおりのサービス、事業所を守って、それによって、これからふえていく高齢者の方々、要介護にならないようにしていただきたいと思うんです。今は、要支援の問題ですけども、国はもう既に要介護の軽度の部分も新総合事業、市町村の責任へ移していきこうと画策をしております。今きっちり声を上げていただいて、こういうことにならないために私たちも頑張ります。国政を変えろということ、今本当に国民が国民のための政治をとということで、声を上げている時代です。こんなときに、日本共産党も含めた野党連合も結成しようということで、選挙協力もしようということもやっております。国保のときも言いましたけれども、しっかり自治体としても市民を守る、国民を守る、この立場に立っていただいて、全力を挙げて頑張っていただいて、ご一緒に、本当にやりがいのある仕事をできるように変えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

質問の部分と要望の部分がまざりましたけれども、どうぞよろしくお願ひします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、2点のご質問にお答えいたします。

まず要支援者のサービスの提供についてご答弁申し上げます。

私どもとして考えておりますのは、以前にもご答弁させてもらっているように、要

支援者の方に対しては、当然従前のサービスについては、提供していくと考えております。平成29年4月から新しい事業がスタートするわけですがけれども、既に要支援を受けられている方につきましては、現行のサービスを現在受けていただいている形になっております。できるだけ要支援者のサービスにつきましては、一定現行どおりということもありますけれども、先ほど申し上げたように、国のほうが事業費の枠を決めている関係上、どうしても新たにふえていく方のサービス提供を考えますと、単価についてはご配慮いただかないと、事業としてできないという現状もあります。この辺につきましては、今後、介護保険事業者と調整する中で決めていきたいと思っております。

サービスの緩和した部分につきましては、ですけども、一言で緩和といいますと、例えば無資格の人でもいけるとか、そう理解される場合もあろうかと思っておりますけれども、私どもとしましては、できるだけ有資格者で現行の事業者が行っていただけの中で構築したいという思いで進んでおります。まだまだ調整には時間がかかるかと思っておりますけれども、そういう形で邁進しているところでございます。

最後に基金のことですけども、基金につきましては、先ほど申し上げたように平成28年4月1日現在で見ますと、2億4,000万円の基金が積み上がっていると示させてもらいました。基金につきましては、例えば平成13年、介護保険が始まって1年目ですけども、その当時は保険給付が18億2,470万円ございました。そこに対する基金残高が9,601万円で、給付費と基金の比率を見ますと、5.26%の基金残高を保有していたという状

況です。介護保険は年々給付費が増大しまして、今年度は、予算でいいますと49億2,511万円という額に上っております。

こうした中で現在の2億4,160万円を見ますと、比率は4.91%になりまして、平成13年当時の給付費とのバランスを見ると、逆に縮小しているという状況にもなっている状況です。確かに2億円という金額は委員おっしゃっているように大きな金額でございます。ただ、給付費が年々伸びている中で、小規模特養等が整備されましたら、年間1億円ほどの支出が発生します。そういうことを考えますと、この2億4,000万円の基金が多いか少ないかということになります。また、平成24年度の大阪府内で見ますと、摂津市の基金は少ないほうで、30番目ですので、私どもとしては潤沢にあるとは思っておりません。できるだけ精査しながら、次期計画におきましては、介護保険料に反映して、できるだけ安価な保険料の算定には努めてまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 まず今現在の方々は、現行どおりのサービスが受け続けられるようにするというところでよろしいですね。新たに要支援になられる方に対して緩和した基準というものも適用があり得るということですかね。もう1回お聞きします。

それから基金の問題ですけれども、前は比率についてのお話はなかったんですけども、最近そういうお話が出てくるようになったと思います。基金というのは一応3年間見越して、その中で何かあったときのためにということで積み上げていくけれども、3年間の中でそれは解消していくという性質のものだと理解をしております。しかし、介護保険料は非常に今高いも

のになっていきますけれども、これを取り過ぎていってしまうと言わざるを得ないのではないかと。以前は、施設とかそういうものを建設予定だったものがうまくいかなくて残ったというようなお話だったかと思うんですけれども、そういうできない計画を立てて、金額を引き上げたらおかしいという話もしました。ぜひとも、きちんと基金についても活用していただきたい。個人の預金ではありませんから、やはり積み上げれば積み上げるほどいいというものではないと思います。30番目ということで、摂津市は良心的にやっていたらいるんだろうと、大阪府下的に見れば、そう思いますけれども、やはり少しでも保険料が引き下がるように、またはそのお金を使って介護事業の中身がよくなるように使っていただきたいなと思います。

本当に要介護の方々にも、これから及んでいくかもしれない新総合事業、いいかげんなやり方でやっていっていたら、国の方向にずるずると引きずり込まれると思うんです。やはり自治体としてこうあるべきだという、ポリシーと言いますか、介護とは、ということをきちっと持っていて、介護保険はやはり介護の社会問題化ということからスタートしていると思います。今、介護心中であるとかいろんな事件が相次いでいる中で、お金の問題だけでどんどんと介護を切り捨てていったら、後々ひどいしっぺ返しを社会全体が食らうことになっていくと思いますので、ここはぜひ要望としておきます。

私の理解がどうあれ、やはり新たにふえる人にも、要支援の認定ができるということは、専門的なサービスが必要だという方ですから、緩和した基準ではなくやっていただきたい、それがヘルパーのサービスで

あって、本人には、そんなに中身が違わないんだよというお話かもしれませんが、それを緩和したということは、事業所にそれだけの泣きを見させるということにつながると思いますので、ぜひそこはお願いしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、要支援者に対する従前どおりのサービスの提供についての考え方を申し上げます。

私の答弁が言葉足らずだったかと思えますけれども、平成29年4月の摂津市の事業展開におきまして、それ以前の要支援を受けておられる方は、その平成29年4月に入りましても、その更新が切れるまでは当然使えます。ただ、平成29年度中で更新申請がありまして、新たな認定を受けられますと、そこからは新しい形でサービスを受けてもらうようになります。これは国が示している経過措置の関係で、そういう状況になります。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 それでは、予算概要の182ページのほうでお願いをします。

まず、大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてですけれども、ここで地域密着型サービス事業所の開設準備費助成ということになっておりますけれども、その中身についてお聞きしたいと思います。

それと同じページの一般事務事業ですね、その下ですけれども、介護保険システム改修委託料ですけれども、昨年が、1,500万円ほどで出ていたと思うんです。それが105万9,000円と、減額になっております。その点お聞かせいただきたいと思います。

そしてその下、要介護認定調査事業、その中の要介護認定業務委託料ですけれども、これが昨年ゼロからことし879万3,000円出ております。その中身を教えてくださいたいと思います。

それと介護保険の全般的なことですけれども、社会的に、摂津市でもそうですが、特養の待機が問題になっております。この点は先ほど小規模特養という話もありましたけれども、市としてどのように今後考えていくのか。また国のほうは在宅介護という、そういう方針を出されておりますけれども、その点の特養の待機と在宅介護という、その相反する点ですね、その点をどう解消していこうと考えておられるのかお聞かせいただきたいと思います。

それと健都にですけれども、例えば介護施設とか、何かそういうのは考えられているのか、今のところ全くそういう話はないのか、もし可能であればお聞かせいただきたいと思います。

それと決算でも話をさせてもらったんですけれども、サービス付き高齢者向け住宅ですが、課題があるということでしたが、どういう課題があって、それをどう解決しようとしているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それではご質問にお答えいたします。

まず、大阪府地域医療介護総合確保基金事業についてのご質問ですけれども、今回、地域密着型サービス事業の開設という形でお示しさせていただいております。これは看護小規模多機能型居宅介護事業所というものでございます。簡単に内容を申し上げますと、一つの事業所で、9床分のお泊まりができて、そこでデイサービスもあ

って、ヘルパーの派遣もしていただけて、訪問看護のサポートもしてもらえるとという複合的な施設でございます。これにつきまして、去年から話がありまして、私どもも安威川以北で整備を考えていたところですので、今回その準備が進んでいる中で、予算を計上させていただいている状況です。この看護小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、鳥飼のほうで一つ既に開設しておりまして、摂津いやし園の隣接するところで既にオープンをしております。もう1か所以北ということで考えておりましたので、今回何とか整備できる状況になったということです。それに充てる補助金につきましては、3,758万9,000円計上しておりますけれども、まず3,200万円につきましては、施設に係るハード部分の補助金でございまして、残りの558万9,000円につきましては、開設準備への補助金ということでソフト部分の補助金という形で計上させていただいております。

次に、一般事務事業の介護保険システム改修委託料で105万9,000円を計上させていただいております。介護保険の制度改正におきまして、平成26年度、27年度に大きな改修をさせていただきました。今回の改修につきましては、小規模ですけれども、介護給付費の一つの項目の中に、補足給付における資産の勘案する部分の仕掛けがございますので、この部分の改修にかかる費用であるとか、一部、平成27年度の法改正に伴いまして、平成28年度にかかる部分の改修を含めて実施するものでございます。

次に、特養の待機者の考えについてご答弁申し上げます。

平成27年4月段階では、介護保険の施

設の入所の方以外の方は108名の方が希望されておりました。1年前、平成26年度を見ますと123名おられました。約15名減になっているわけですが、これは私どもの考えとしましては、サービス付き高齢者向け住宅が摂津市内に7か所開設されているということで、その部分の影響はあろうかと考えております。そういう面ではサービス付き高齢者向け住宅も一定の評価はしていくべきかと思っておりますけれども、まだまだ閉鎖的といえるでしょうか、施設の中で十分なサービスがされているのかということになりますと、まだまだ私どもも把握できていないところもあります。特にサービス付き高齢者向け住宅は、施設じゃなくて、在宅という位置づけになりまして、そこは非常に苦慮するところで、利用者が施設に入っている気持ちは持っておられましても、形式上は下宿するみたいな認識になりますので、例えば人員配置の基準であるとか、そういう部分につきましては基準を設けにくいところもあります。

今後、サービス付き高齢者向け住宅につきましても、府が指定しておりますけれども、場合によっては立ち会いとか、いろいろな部分につきましては、市の関与とかいう部分も徐々に出てくる状況がありますので、サービス付き高齢者向け住宅につきましては、よりよい介護サービスが提供されるように、できるだけ私どもとしてはかかわっていきたくて考えております。

特別養護老人ホーム等の施設整備と、在宅での普及の考え方につきましては、在宅への支援ということで、国は方向性を変えておりますけれども、認知症がひどくなるとか、いろいろな事情があって在宅でお世話するのが困難な方もおられるのも事実

です。特に高齢化が進みまして、そういう介護のお世話は難しい方もどんどんふえてくるような気がしますので、特養であるとか、介護保険の施設につきましては、人口増も伴っていきますので、必要ではないかなという認識はしております。

次に、要介護認定業務の事業、要介護認定調査事業に879万3,000円は何かというご質問ですけれども、これは要介護認定の業務を今現在、高齢介護課でしております。この業務につきましては、平成12年度から順調に来ております。高齢者がふえてきており、事業所の数もふえてきたということで、いろんな事業所指定部分が国からおりてきます。この平成28年4月から小規模のデイサービスの事業所指定が市におりてきますので、そういう部分に人材を充てていかなければならないという状況が来ております。そのことも踏まえまして、認定業務の受け付け、一時的な相談から審査会の書類の段取り、それから審査会決定後の介護度の通知、また認定を受けられていて更新をされない方への勧奨等のそういう事務的な部分をお願いしたいということで、今回10月から半年間の予算を計上させていただいております。これにつきましては、予算をご可決いただきましたら、5月に募集し、プロポーザルをしまして、6月ごろに事業者を決定いたしまして、その後、事業者で人の雇用をしていただいて、8月、9月ぐらいに現場研修として進めていきたいと思っております。

また、偽装請負等の問題を回避するために、高齢介護課の中に設置するのではなくて、高齢介護課の斜め向かいになります障害福祉課の隣を、事務の場所に当てまして、できるだけ問題のないようにしていきたいと考えている内容でございます。

○上村高義委員長 藤原課長代理。

○藤原高齢介護課長代理 森西委員の健都における介護施設の状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

健都の事業計画が立てられるときに、都市計画課から介護施設等についての建設についてご相談がございました。介護保険施設を建てるに当たりまして、介護保険事業計画に与える影響、広域の特養等を建てる場合には、近隣の高槻市、茨木市等にも協議を行った上で事業計画を立てないという状況もございます。また、介護保険料等に与える影響も大きいということで、その当時は、できるだけ介護保険施設に関しまして、広域型の分につきましては、考えていただきたいというお話をさせていただきました。地域密着型に関しましては、私どもに指定権限がございますので、第6期におきまして安威川以北圏域におきまして、公募を昨年度行ったところですが、手を挙げていただける事業者がなかったということで、もし今後、健都の中で、地域密着型の特養をやりたいというようなお話がございましたら検討することは可能かなと考えております。

あと、サービス付き高齢者向け住宅に関しましては、摂津市に指定権限の部分がありませんので、大阪府と協議を行いながら意見を聞いていただけるという状況になっておりますので、その部分については、場合によっては、事業者が併設という形で建てられるということが起こってくるかもしれませんが、今の状況ではわかっておらないような状況です。ただ、都市計画課のほうには、事前に協議があった場合についてはご相談くださいということでお願いを申し上げます。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 健都における介護施設ということでございますけれども、ご承知のように7・8街区は既に住宅地ということで決定しておりますし、あとは国立循環器病研究センターの職員宿舎という形でございます。それから正雀下水処理場跡地につきましてもイノベーションパークということで介護施設が建つような用地はございません。

あと健都全体からいいますと、吹田市側のほうでは一部そういったものを予定されていると聞いております。資料は持ち合わせていませんが、恐らくサービス付き高齢者向け住宅だったかと思うんですけれども、そういったものは吹田市側では予定はされておられますが、摂津市側では現在のところ全く予定はございませんし、またそういったものを建てていただくような形のものではないとは考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 ご答弁いただきましたが、なかなか小規模といたしましても、やはり用地が必要になってきますので、その辺は民間の社会福祉法人等が用地を確保してというのは、なかなかこれ厳しいという部分があります。やはり広大な土地が出てきたときに、あわせて協議をしていくというか、進めていくという部分もやっぱり必要かと思っておりますので、今後、そうしたらまた広大な土地がいつ出てくるのかというところはわかりませんので、やはり出てきたときには、やはりそういうことも進めていっていただきますようによろしくお願ひしたいと思います。

小規模は摂津市でということでありませぬけれども、市で計画を進められている上で、今何が足りないのか、これから何が必要であるのかという部分を教えていただ

きたいと思っております。

サービス付き高齢者向け住宅ですけれども、もともと国土交通省の所管でありまして、厚生労働省ではないということです。国でつくったきっかけ自身が違いますから、摂津市自身も、福祉が入っていくというのはなかなか難しい部分もありますけれども、立ち入りも今後していただきたいと思っておりますし、サービス付き高齢者向け住宅で、全国的に諸問題が出ておりますので、それを未然に防ぐためには、やはり事前の指導、チェック、立ち入り等も必要かと思っておりますので、その点、具体的な計画とかはないのか、教えていただきたいと思っておりますし、大阪府の許認可になりますけれども、摂津市が独自でそういう対策等ができないものなのか、教えていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず2点のご質問にお答えいたします。

施設整備で考えているのは、ご答弁させてもらいました中の小規模特養の部分、安威川以北での整備がまだ達成できていないという状況で、これにつきましては、引き続き公募をしていきたいという状況でございます。

次に、サービス付き高齢者向け住宅ということで、昨今問題になっているところもございませぬ。具体的な取り組みというのはなかなか所管が私どもにないということで苦慮しているところですが、サービスの提供において、サービス付き高齢者向け住宅は介護保険の認定を受けて、介護保険サービス分を使っていただくような、施設内で介護支援をされている状況ですので、サービスの提供者と保険者としての部分はかかわっていけるかと思っていま

す。以前にもそういう観点から、大阪府と私どもがかかわって現地確認をさせていただいたこともあります。大阪府と連携しながら取り組みを進め、将来は一定の権限が市町村におりてこようかと思えますけれども、体制を整えながら進めて、よりよい介護が提供できるように努めてまいりたいと思っています。

○上村高義委員長 藤原課長代理。

○藤原高齢介護課長代理 事業所の指導という形では、介護保険法に定められている条文からいうと、私どもに立ち入り権限というのはないんですけれども、サービス付き高齢者向け住宅というのは概して給付費が多額に上るということで、今年度から給付費の適正化のチェックを実施して、きちっと見守りながら、給付が適正に行われているかどうかという状況を確認しております。

また、実際に問題が起こった場合については、老人福祉法や高齢者虐待防止法の関係から事業所に確認に入って、入居者の権利擁護が守られているかどうかいう状況を確認しております。

これは、また先のお話になるんですけれども、サービス付き高齢者向け住宅についても、今後市町村に権限を移して、適正化に努めるようにというお話が最近の国会でもお話があったと思います。今後そういうことが生じてまいりましたら、先ほど課長が申しましたように、人員体制を整えながら給付適正化とあわせて実施してまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 サービス付き高齢者向け住宅に関しては、許認可は大阪府であり、今後、市町村にということになってくるかもわからないというようなお答えですけ

れども、サービス付き高齢者向け住宅がどんどんと乱立をするというか、摂津市の中でふえて、それが摂津市の保健福祉部が把握をしてなくて、結局、介護保険財政自身の圧迫になりますから、その辺は市として状況を把握しながら進めていくべきだとは思いますが、国、府なりの状況を判断しながら立ち入り指導も含めて今後検討していただきたいと思っています。

特養の待機の件ですけれども、平成27年の段階では、100名少しということでもありますけれども、それで小規模特養が29名でありますから、そう考えると、その小規模特養では補えないといえますか、待機が解消できるということではないのかなとは思いますが。そうすると、サービス付き高齢者向け住宅が建設されて、私が申し上げたようなことが結局出てくるわけありますから、そういう部分も含めて、これは次期高齢者かがやきプランの中での検討になるかとは思いますが、小規模特養、小規模多機能事業所を増設等していくということも考えていただきたいと思っていますので、その点は要望として質問を終わりたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問は終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 介護保険ということで質問をさせていただきたいと思っています。

まず1点目ですが、いろいろと各特別会計でも聞いておるんですけれども、歳入の面で、普通徴収、特別徴収があります。その人数、普通徴収と特別徴収との比率がどうなっているのかお尋ねしたいと思っています。それとあわせて、ことしの普通徴収の分の徴収率をどう考えておられるのかお尋ねをしたいと思っています。

二つ目ですが、先ほど森西委員からも質問があったかと思いますが、介護認定の業務委託ですね、先ほど一時的な受付関係とか、通知ということで、ことしの10月から実施される予定でありますけれども、多分人数は3人ぐらいなのかなと思ってはいますが、今まで高齢介護の職員の方がやっていたものを委託に持っていかれるということかと思うんですが、今回委託しようとしているこの業務が今の職員から軽減されるというか、その分時間がとれると思うんですけれども、その分を軽減としておくのか、できた時間分を何か違う業務に持っていこうとされているのか、その辺の考えをお尋ねしたいと思います。

もう一つは、地域介護予防活動支援委託料が計上されていると思います。108万5,000円であるかと思いますが、これも主要事業一覧の中にも載っているんですが、体操の普及活動とかであるかと思いますが、平成28年度、どういう取り組みでこの予防活動を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、私から2点のご質問にお答えいたします。

まず、介護保険料の徴収についてのお話かと思いますが。年金からの天引きの特別徴収が現在、84.37%の対象者がございます。納付書や口座振替で納めていただく普通徴収が15.6%でございます。全体で収納率を見ますと、平成24年度が98.02%、平成25年度が98.1%、平成26年度が98.15%となっております。ここ3年を見ますと、順調に上がってきている状況です。また、普通徴収だけの収納率を見ますと、平成24年度が86.61%、平成25年度が86.70%、平

成26年度が86.74%となっております。これも少しずつですけれども上がっている状況になっております。普通徴収の現在の平成27年度の状況ですけれども、平成28年2月現在で見ますと、72.6%になります。これはまだ出納閉鎖前の段階で、これから納付がありますので、今後上がっていきます。これを1年前の同時期と比較しますと73.4%と下がっておりますけれども、ここにつきましては、今後の啓発の範囲かなと思っております。今後とも前年程度の数値を確保しながら適正に保険料を納めていただいで、未納になりますと、いざ介護保険を使うときに給付制限という部分が出てきますので、そういう不利益が出ないように進めてまいりたいと思っております。また、北摂各市の平成26年度末の状況ですけれども、介護保険の徴収の収納率は本市も含めまして、全ての自治体が98%台となっていることをご報告させていただきます。

次に、介護認定の業務委託につきまして、人員配置の件についてと、今後どう職員を展開していくのかというご質問ですけれども、まず委託業務につきましては、窓口と審査会の段取りに、3人の職員が配置されることとなります。また、専門的な相談が必要なときには、有資格者、例えば看護師であるとか、保健師であるとか、そういう方の助言が受けられるような対応をしてもらうことを考えております。

この業務委託によりまして、職員の負担が軽減されます。2名を超える部分が別の事業にシフトできるのかなと思っております。その事業のシフト先としましては、人事課と保健福祉部内での協議が必要かと思いますが、今の段階では高齢者がどんどんふえていきまして、虐待とか、

いろいろな問題がふえてきております。業務量が全体的にふえておりますので、そういう部分に1名を充てていきたいなと思っております。

事業所の指定指導等、立ち入りも含めまして、こういう業務もかなりふえてきております。私どもとしましては、事業所の指定指導等の部分につきまして、もう1名を充てていきたいと考えております。平成28年度4月から小規模デイサービスの約8者の事業所の指定権限が市におりてきます。また、平成29年4月には介護予防の事業がスタートしますので、そのみなしの指定手続がありまして、みなし手続が終わりましたら、本手続を市でしていくこととなります。また平成30年度には、ケアマネの事業所、今現在22者ですけれども、こういうところの指定指導もおりてきます。事業所関係の業務が毎年のようにふえている状況を考えまして、そういうところに人員を充てて対応していきたいと考えております。

○上村高義委員長 藤原課長代理。

○藤原高齢介護課長代理 それでは、私のほうからは村上委員の地域介護予防活動支援委託料の内容についてお答えをさせていただきます。

こちらにつきましては、地域で介護予防の活動をしていただいている団体に、委託料をお支払いして介護予防を進めていただく事業です。内容的には、いきいき体操の会の方にお配りするのと、老人クラブのほうに体力測定をしていただいております。あと、平成27年11月から実施しましたつどい場の委託料という形で考えております。実質的にいきいき体操の会が実施する摂津みんなで体操三部作、年に2回、発表活動の場ということも設けておりま

して、去年の11月にもコミュニティプラザで実施させていただきました発表会におきましても、人数で申しますと、平成26年度には486名の参加者の方がいらっしゃったのが、今回平成27年度には640名ということで、かなりのご参加をいただいている状況でございます。つどい場につきましては、今現在、新在家の集会所におきまして、1か所進めております。今後、高齢者の方が気軽に集えるつどい場というものを来年度以降拡充してまいりたいということで、予算を上げさせていただいているという状況でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 徴収率の関係ですが、北摂と平均がほぼ同じですよということであつたかと思えます。現時点では、この平成27年度分、72.6%ということで、残りが、これからの期間に納付ということになってくるんだろうなと思うんですけども、やはりこの徴収率を高めていかなければいけないと思うんですね。徴収率が100%になると、今お支払いいただいている方々の保険料、次期も関係あるんですが、その分の幾らか、何十円なんか、何百円なんかはわからないけれども、その分抑制等にもなるかと認識をしているんですけども、本当に厳しい生活の方もおられるかもしれませんけれども、この介護保険制度をしっかりと運用していくという中であつては、やっぱり100%を目指してやっていくべきだろうと思えます。あと、2%ほどなんですけど、この数年の推移を見るとなかなか難しいところもあるかもしれませんけれども、しっかりと取り組んでいただければと思えます。

2点目の要介護認定業務委託料の件で、軽減できる業務をこうシフトしていきま

すよということでありました。今、正職の方が10名だったと思うんですが、この平成27年度も同じで、これから人事がどうなるかというところもあるんですけども、やはり答弁でもありましたように、これから高齢化の方々もふえてきますし、この社会状況になって、いろいろと複雑多様な人間関係も出てきましようし、その課題もこれから多く出てくると思うので、しっかりと対応していただきたい。民間に委託できる業務は、委託したほうがいいと私は思っていますので、そういう面でしっかりと取り組んでいただければなと思います。

それで先ほど、つどい場ということで、予防活動ということでした。これから介護認定をしなければいけない人はしないといけないんですけれども、そうならないようなこの健康施策というんですか、しっかりとやっていかないと、この介護保険の特別会計が幾らでも膨らんでいくと。そうすると、今度一般会計からの繰入の話とか、国からの補助金もあるんですが、次期のこの保険料にも影響も出てくると思うので、そういう意味では、次年度の着地を目指して、この平成28年度、介護予防という面でしっかりと地域の方々のお力もかりないといけない部分が多分にあるんですけれども、地域力をしっかりと維持、高めていくためにも、地域の方々のご理解をいただける部分もあるかと思っておりますので、これからしっかりと団体とも意見交換をしていきながら、何が課題なのか、ここまでは私たちがやるけれども、ここから行政がもう少しやってくれへんかとか、そういう意見交換をしていきながら、この予防に取り組んでいただければと思いますので、これは要望として述べさせていただきたいと

思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにございませぬか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

次に、議案第38号の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 敬老祝金について質問させていただきます。

現行の制度になる前にも、敬老祝金の制度は変更があったかと思ひます。少し歴史をたどりたひので、そこのところを教えてください。

今の敬老祝金対象者の方々、それぞれどれくらいいらっしゃるって、今度のこの条例によってどれだけの方が影響を受けられるのかということについても教えてください。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、2点のご質問にお答えいたします。

敬老祝金につきましての、経過についてご答弁申し上げます。

敬老祝金の制度は昭和39年に設けられまして、その後、高齢化の進展に伴いまして平成6年、平成11年、平成16年に見直しがされてきた状況でございます。

今回、改正をお願いします内容につきましては、77歳を廃止いたしまして88歳を1万円としまして、99歳以上の給付につきましては100歳のみとする提案でございます。

高齢者のますますの増加、医療や介護保険の利用が高まる後期高齢者の増加など、

人口が4人に1人が高齢者となる現実を見まして、さらに将来的には3人に1人が高齢者になるという状況ではという推測も出ておる中、現行制度の維持はなかなか難しいと考えております。

そういう中で、今回、制度の見直しをお願いしまして、継続的な事業にしていきたいという思いを持って提案させていただいております。

特に、団塊の世代の方が75歳に到達します2025年を見ますと、医療や介護給付費が2倍近くに膨らんでいくと。敬老祝金も当然対象者がふえまして、現行1,100万円程度の給付費が2,000万円近くの支出が見込まれる状況になります。

一方、高齢者の独居の方がふえたりとか高齢者のみの世帯がふえるという現実もある中、将来的には独居死等が日常的なものになることも起こり得るのではないかと、残念なことではありますけれども、そういう状況も危惧しており、見直しをして、見守り事業にシフトしていきたいと考えております。

敬老祝金の経過の部分ですけれども、敬老祝金が平成6年には70歳から79歳が6,000円、80歳以上が7,000円という形で改正されました。

平成11年には、70歳が7,000円、77歳が8,000円、80歳が1万円、88歳が1万5,000円、90歳が2万円、99歳が3万円、100歳以上が5万円という形に改正されました。

次に平成16年には、そのうちの70歳の7,000円と、80歳の1万円と、90歳の2万円が廃止されました。

そういう経過で現行制度の給付状況となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 高齢者の皆さんがたくさんふえていくので、これから先難しいというお話でしたけれども、2025年ぐらいでも、算定でいきますと、2,000万円ほどというようなことですかね。

摂津市にとって、それがすごく負担に耐えない金額ではないんじゃないかなと思います。

今、高齢者の皆さん、本当に厳しい生活をされてらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。消費税が増税される話もしましたけれども、物価は高騰しておりますし、医療費の負担ですね、これも今までは70歳を超えたら1割で済むのかなと思っていたら2割になるとかね。75歳以上になったら、このまま1割でずっといけるのかといったら、その見通しもわからないと。最後には3割にみんななるん違うとか、いろんなことも出てきております。

そういう中で、本当に市からいただけるお祝いのお金というのは、非常に有り難いと喜ばれている制度だと思うんです。ここを何としても削らなあかんというものかなと思います。

単独扶助費、どんどん削るというお話ですけれども、そうではなくて、やはり温かい摂津市ということで、この制度はしっかり守っていただきたいと思います。

ライフサポーターへシフトと言われますが、これは別物だと思っております。ライフサポーターを充実させるということは、本当に大事なことですし、今回、75歳以上の方を全て訪問するという計画も持っておられて、これもすばらしいことだと思っています。

これはこれとして、きっちりやることは摂津市にとって非常にこれから先々大切なことかと思っておりますので、やっていって

ただきたい。

本当に摂津市の財政が逼迫して、どっちか1個しかできないということではないと思いますので、この制度も残しながらライフサポーターも充実していただきたいと思いますと要望としておきます。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 具体的な中身はお聞きをしたんですけれども、今回の定例会におきまして、別の委員会ではありますけれども、職員の人件費増という部分が議論をされておりますけれども、その観点からいいますと、人件費のほうは条例で上げるということで進めようと思っていて、敬老金のほうは、削減をしていく部分があり、行革ということもありますけれども、市民からすると矛盾する点なのかと考えます。

答弁をいただいても、なかなか難しい部分もあり、返ってこないと思うんですけれども、その点からすると、やっぱり市民に納得をいただけないのではないかなとは思っています。

慎重に議論を進めていくべきだと思いますということで、私の意見を述べさせていただきますと思います。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 今までは、77歳、88歳、99歳及び100歳以上ということで、敬老のお祝いということで配付をされ、対象の方が1,300人強ぐらいになってくるのかなと思っているんですが、それがこの改正をすれば、400人強ぐらいの人数が対象ということで、約900人強が今回対象から外れるのかなと思うんですね。

これまで、民生委員によって手渡しで行っていただいていたということで、顔と顔が合わせられるというんですかね、久々に会う方も中にはおられるかもしれません

し、声かけもできる一つの制度であったかと思うんです。

そういう中で、他市においては、振り込み等でされているようなところもあるのかなと思うんですが、振り込みとなると、通帳に入って、通帳も見るだけになってくるので、こういう敬老のお祝いの手渡しというものを私はやっぱり大切にしていきたいと思います。

そういう点では、今まで手渡ししてきたということの中で、どう考えておられるのか、その1点、質問させていただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、敬老祝金を手渡しで配付していることについてのご答弁を申し上げます。

敬老祝金につきましては、概ね1,000人を超える対象者に民生委員を通じましてお配りをしていただいております。

当然訪問して、お会いして渡すというきっかけになるということもあります。ただ、高齢者がふえていく中で、より多くの方を見守っていくことが重要であると認識している状況です。

○上村高義委員長 堤部長。

○堤保健福祉部長 敬老金の見直しにつきまして、手渡しということで非常に喜ばれているという側面はございます。

ただ、今回の敬老金の見直しにつきまして、少し背景についてご説明をさせていただきますと思いますが、昨年の7月に厚生労働省から発表されております、平成26年度における日本人の平均寿命でございますが、先日も増永委員からご指摘されたように80歳を超えているという状況でございます。

男性の平均寿命が80.5歳、女性は86.83歳ということになっております。

今回見直しをさせていただく中心となっておりますのは77歳という年齢でございます。この年齢につきましては、平均寿命から見ますと、男性では3.5歳若く、女性では9.83歳と約10歳若い年齢になっております。

また、北摂各市の状況も見てみますと、吹田市、豊中市、高槻市ではこの制度が既になく、池田市、箕面市につきましては88歳から敬老金を支給されておられ、茨木市は100歳のみという状況でございます。

敬老金条例の第1条で、長寿の祝福というのを目的としておりますけれども、今申し上げましたように、77歳というのは既に平均寿命を下回っているということで、この年齢の見直しというのは必要ではないかと考えているところでございます。

また、この事業の目的としまして、高齢者の福祉の増進というのもございます。私どもは、この見直しによって生じた財源につきましては、75歳以上の高齢者の見守りの強化にシフトをするということで、この敬老金事業の趣旨にかなった見直しをさせていただきたいと考えております。

先ほども課長のほうから申し上げていますが、昨年12月末の摂津市の高齢化率は24.4%となっております。WHOや国連が定義する超高齢化社会、これが、65歳以上の方が21%を超える社会を超高齢化社会と定義をしているわけですが、既に摂津市は超高齢化社会を突破しているという状況でございます。

その上で10年後の2025年には、さらに高齢化が進んで、社会保障経費が倍増するという状況になっております。

先ほど、1,000万円の負担増が耐えられないのかというご質問もございましたけれども、私どもが27年度の当初に試算をしております介護保険の今後の見込みということがございます。国からそういった資料をいただいて算定をしております。26年度給付費が約45億円でございますが、10年後といえますか平成37年の数字なんですけれども、このままでいけばということもございますけれども84億円まで給付費が上がっていくと。

そういった中で、仮に制度が一緒で、市の負担率が12.5%であるとするならば、26年度の市の一般財源、これは市税で負担していただいている額でございますが、約5億6,500万円から10億5,000万円ということで、4億8,500万円ほどふえます。1,000万円に加えて4億8,500万円がふえていくと、このような状況でございます。

私たちは、今、それを全て削ってしまうということではなく、今後必要とされる事業に今シフトしていかなければならないと考えまして、敬老金条例の改正をお願いいたすものでございます。

○上村高義委員長 小野副市長。

○小野副市長 今、部長が言いましたとおりでございますので、これからのこともございますので、最終決定は市長でありますけれども、実行部隊の責任者は私であり、指示をしたのも私でございますので、一言申し上げます。

扶助費の問題については、きのうの総務常任委員会でもございましたので、単独扶助費をどう使っていくかということをもう一度整理いたします。

第5次行革のベースは、現金給付から制度給付に変えたいというのが基本であり

ます。

そこで、2025年には私もそうなんですけれども、国民の5人に1人が後期高齢者になりますから、世界で例を見ない大変な時代が来ると。生涯医療費は、今言われていますのは、75歳以上から4割使うと言われていています。そのときの医療費は一人当たり92万円にのぼるだろうと。それは、75歳以下の4.6倍にのぼると。これを一体どうするかということ行政として考えるべきだと私は思っていました。

したがって、この2025年問題と第5次行革、それと中期財政見通しを出しましたけれども、この数字が正しければ、平成35年には48.6億円の赤字ということで、今から準備をすべきであるというのが我々の考えでございました。

ただ、議会では、それはそのときの話だから、そのときやればいいじゃないかということも議論もあります。

たしかに平成16年、森山市長がかわるときに大混乱いたしました。あのときは、経常収支比率が110までいきました。夕張が百十何ぼで、摂津市が全国で4位に悪いということで、あのときは、退職金の分割払いまで議論しました。そういうことになってはいけませんので、いわゆる2025年問題を踏まえた上で第5次行革、そして中期財政見通しを持っております。

確かに、議決をもらわない限り、動かせないのは事実でございますから、この点については受けとめ、もう扶助費問題は一から整理をして、そして、人件費はもっと見直すべきだと思っています、これは。これはやらずにいられないだろうと思います。これを給与費総額でいくのか、一人一人の人件費でいくのか、定員でいくのか。

きのうも言いましたけれども、河内長野

市と標準財政規模が非常によく似ております。もう一度、検討しますが、職員総数が河内長野市と比べて、一般会計で百何十人摂津市が多いんです。

河内長野市は人口10万人ございます。財政規模は390億円ぐらいあると思いますけれども、職員数は圧倒的に少ないんです。なぜなのか、一部事務組合によるものなのか、給食センターなのか、消防なのかもう一度調べます。調べますが、私どもの職員数は府下的にはまだ多いと私は見ます。

ですから、今日出ました分も議論いたします。その一方でふやすべき議論もあるわけですから、この辺の兼ね合いをどうするかということの部分がございしますが、2025年問題を考えながら、議決を得なければできないことも考えながら、市民の所得は低いということも考えながら、いま一度整理をしたいと。

ただ私どもは、これはご理解願えるものとして議案として出したということで、あえて申し上げたいと思っております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 私も第5次行革というのはしっかりやっていかなければいけないと思っています。

先ほども言われましたけれども、2025年問題とかいろいろ対応しなければいけない問題はかなりあります。

しかしながら、今、社会の中で言われているのは、つながりということが言われていると思うんですね。つながりが薄くなってきているということもあるので、そういう意味では、この摂津市の中で、お祝いを配っていただいているという、人の手から人の手へというのはしっかりと私は残していくべきなんだろうなと思います。

それが摂津市の魅力の一つにもつながって行くのではないのかと思いますので、そういう意味では、これから検討していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後2時38分 休憩)

(午後3時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

南野委員。

○南野直司委員 この敬老祝い金の見直しについて、市民の方のお声、思いをお伝えをさせていただきたいと思います。

私は毎日ではないんですけれども、民生委員の方と子どもの朝の見守りにつかせていただいています、ちょうど昨年、このようなお問い合わせがありました。

敬老祝い金はいつもらえるのかというお問い合わせでした。77歳とお答えし、その方は76歳でした。1月1日時点で摂津市にお住まいで、9月にいただけるということでご説明をさせていただきました。

今までも何人かお問い合わせがあった中で、私が感じましたのは、指折り数えてこの祝い金を待っておられるというのをすごく感じたわけでございます。その話を民生委員にしますと、ちょうど一中校区ですので、南千里丘のまちづくりができました、タワーマンションあるいはパークシティ、そしてユニエスですか、高齢者の方のマンションもできました。そんな中で、対象者の方にお配りに行って、記念品をお祝いとして民生委員に持っていただくと、くわけですけれども、こんなすばらしい制度が摂津市はあるんですかと言われました。また、先ほど村上委員がおっしゃっていましたが、振り込みのところもあるらしいです。そんな中、摂津市は財政

が厳しい中であっても、昭和39年からずっと、見直しがありましたけども続けていただきたと、これはすばらしい制度だと思っています。

そんな中で、そういうやりとりがあつて、道路でその方とお会いしたら、挨拶もできるよになりましたと。スーパーとかで会つても挨拶ができるよになりました。一つのつながりを築く上での一つのツールといたらあれですけども、きっかけになる大事な敬老祝い金という施策であるのかなと思ったわけでありませう。

もちろん、行政改革を進めていく中では協力していかないといけない部分もあると思うんですけれども、スクラップアンドビルドということで、この財源をライフサポート事業に充てるということで、そのライフサポート事業もすごくいい制度だとも思います。

私自身も、知っている方がおひとり暮らしの方で、おうちでお亡くなりになられたというケースに会っております。75歳以上の全戸訪問というのは本当にすばらしい取り組みだと思っています。

平成28年度の市政運営の基本方針の中でも、市長はおっしゃられたと思うんですけれども、人口ビジョン、定住促進の中で、どちらかという、子育て支援のほうにどの自治体も目が行っているのではないかなと思います。

摂津市においても、新年度から子ども医療費助成制度が中学校3年生まで拡充するわけでありませうけれども、この子育て施策に関しては、ほかにもあります。モノレールの広告に出ましたけれども、子どもたちへのランドセルです。これはずっとやってきました。子どもたちへのランドセル給付という事業はテレビでも取り上げられ

ました。

高齢者の方への施策というのも、この議案は廃止する議案じゃないですけども、粘り強く続けていくことが、大事なと思うんです。

だから、もう一度この中身を、特に77歳の給付をなくしてしまうと、88歳まで10年間ないんです。99歳をなくすというのはわかるんです。100歳がありますから。100歳で5万円ですね。今まで毎年101歳、102歳とお祝いしていただいたのを、100歳のみになりますけれども、99歳をなくすというのはわかるんです。ただ、何回も言いますが、77歳は今8,000円ですけども、5,000円にしたとしても、続けてほしいなど。10年間ってやっぱり長いです。

お電話いただいた方は今まで何人かいらっしゃいますけれども、この8,000円を何に使われるかわかりませんが、お孫さんにおもちゃを買ってあげる方もいらっしゃると思います。また、ご家族で外食に行く方もいらっしゃると思います。指折り数えて待っておられる方がいらっしゃることは確かなことですので、どうか、もう一度この中身を皆さんで議論していただきたいなど、僕は思いますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

鳴野委員。

○鳴野浩一郎委員 私からも意見として申し上げさせていただきたいなと思います。

この議案の審査に入りまして、この議案が上程をされた背景を説明されて、その後、堤部長も副市長もその補足をされました。

その中で、確かに平均寿命といったものが長くなっているという状況を考えたときに、77歳の方をどのようにこれから見ていくのかというところが非常に重要なポイントなのかなと感じております。

個人的な話で申しわけないですけども、私の母親も、もうじき77歳になりますけれども、確かに医療制度でいうと、もうじき後期高齢者になるのかなと思ってはいますが、しかし、まだまだいろんなことをもちろん一人でできますし、確かに経済活動はしていませんけれども、地域の中でも、例えば自治会の役員をやったりとか、一定の役割はこなしているなど感じております。

その中で、副市長がおっしゃられたように、これからの社会を考えたときに、いかに持続可能な制度をつくっていくのかということ考えたときに、やはり医療費をどう抑制していくのかというのは、これは避けて通れない大きな道なのだろうなと考えます。そうなったときに、やはり77歳の方にはまだまだ社会的に現役として地域の中でも一定の役割を果たしていただくということが大事なのかなと。それも、健康で果たしていただくということが大事なのかなと思っております。

今回の第38号なのでですけども、いわゆる敬老金の対象は1回見合わせということは理解をしておりますが、その一方で、77歳でいろいろと地域に貢献等をしていただいている方に対して、何か行政として感謝の意を表すというか、何らかの形が必要なのかなというように思っております。

これは、議案第38号なので、当然この中には出てこないというのはよく理解をしておりますけれども、先ほど私が申し

上げました、これから健康に年齢を重ねていただくということをしっかりと市民の皆さんに、その大切さ、尊さといったものをかみしめていただくためにも、何らかの方向性というか、新たな取り組みといったものが行政からのメッセージとして大事じゃないのかなと思っております。

ぜひ、その辺のことも含めて、今後の市のあり方といったものについて、これを契機に、深めて考えていっていただきたいなと思うところがございますので、あくまでもこれは私の意見として申し上げさせていただきますと思います。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後 3 時 1 1 分 休憩)

(午後 3 時 1 5 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第 3 8 号については、きょうはこの程度の質疑にとどめておきます。

次に、議案第 4 2 号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険の一部改正の中身だと思うのですけれども、平成 3 0 年までだったものを、平成 2 8 年 3 月 3 1 日にすると、これからやっていきますよという話だと思うのですけれども、具体的な説明をよろしくお願いします。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員のご質問にお答えいたします。

平成 2 6 年法律第 8 3 号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、市町村では新たに追加されました地域支援事業を平成 2 7 年 4 月より実施することになりました。

本市は、その猶予期間を定めることができる規定に基づきまして、条例で定めるところによりまして、介護保険法の定める最長の期間を設け、平成 2 7 年度第 1 回定例会におきまして、条例の改正の審議をいただきました。

このたび、介護保険条例附則第 1 2 条 2 項に定める在宅医療介護連携推進事業につきましましては、医師会との連携と介護保険事業者との連携が図れ、両者による研修会等が順調に開催され、また、医療関係者と介護事業者のケアマネージャーなどが情報のやりとりを行う手法の構築の目途が立ったことから、また医師会がインターネットを活用した介護保険事業者とも連携が可能なシステムの検討を前向きに考えておられる状況に近づいたことから、本市としましては、在宅医療・介護連携推進をより推進していく観点から、平成 2 8 年 4 月から取り組みが進められるよう、猶予期間を平成 2 8 年 3 月 3 1 日に短縮する条例改正をこのたびお願いするものです。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 医療と介護のやりとりをする中で、利用者のためによりきめ細かい丁寧な総合的な、そういう医療介護体制を図るということが趣旨だと思いますので、しっかりと取り組んでいただけたらなと思うのですが、国のほうは、医療を介護に肩がわりさせようという動きもあります。そういうことではなく、市民のための制度として、しっかりと運用していただきたいと思います。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後 3 時 1 9 分 休憩)

(午後 3 時 2 0 分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第 3 7 号所管分の審査を行います。本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 この条例に関しては、本会議の代表質問でも取り上げさせていただきました。一人親家庭はこの所管ではないと思いますけれども、一人親家庭も、それから障害者も、本当にいざ入院となったときに、食事代がかさんでくるということになると、入院そのものをしてはいけないという状況が出てくる可能性があります。確かに、非課税の世帯は残していただいているとは思いますが、非課税さえ残せばいいのかということについては、非常に疑問があります。

高齢者もそうですけれども、今、本当に貧困の問題が大きく日本の中で広がっている中で、シングルマザーなんかはお仕事を二つも三つもかけ持ちをしながら、必死で子育てをしている。そういう方は税がかかってくると思うんですけれども、じゃあ、余裕があるのかと言うと、決してそうではない。貯金もない中で、いざ入院となったときに本当に食事代、今度 4 月からは 1 0 日入院すれば 3 食で 1 万 8 0 0 円がかかってくると思います。またその翌年には、もっと金額も上がってくると思うんですけれども、やはりここはしっかりと支えることが必要ではないかなと思います。

金額について、削減効果額は、一人親家庭のほうは 9 万円ということで、代表質問のときにご答弁をいただいておりますが、障害者のほうは削減額として幾らになる

のかということ、あのときは多分全体の費用で言っていたと思うんですけれども、もう一度その金額を教えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、この平成 2 8 年度の金額の差額ということかとは思うのですが、制度的には 1 1 月からの改正となっておりますので。平成 2 6 年度の分という形でいいますと、2 6 年度でしたら、課税世帯、年度によって変わりはあるんですけれども、約 3 2 7 万円という額になっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。そうしますと、この条例の改正によって、入院食事療養費が 4 月から値上がりを行いますけれども、今までのデータでいくと、障害者のほうが 3 2 7 万円、一人親は 9 万円ということが削減額。値上がり部分ということをお勘案しても、4 0 0 万円もあれば今までどおりのことをやっていける額だと思うんです。このくらいの効果をもってして、一人親家庭や障害者の方々が入院することを控えないとあかんような、そういう状態を招くということが、果たして摂津市のやっていくこととしてよいことなのかということでは、私は本当に違うんじゃないかなと思います。

先ほど、敬老祝い金のところでさまざまなご意見を出されましたけれども、やはり人とのつながりであるとか、摂津市がよそと違って温かい市だということで大切にしてきた、そういう姿勢というのは、ここでもやはり変わらないのではないかな。行革だからといって、ここを切り捨てるということは、摂津市の持っている良心を投げ出すのかという思いになってきます。ぜひ

ともこれは現行どおりの制度をしっかりと守って頑張っていたきたいと思います。  
○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございますか。

村上委員。

○村上英明委員 今回、条例改正ということで、非課税世帯が残されるということと思いますが、金額は先ほど質疑であったかと思うんですけども、この施行日を11月1日とした理由をお尋ねしたいと思いません。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 施行日を11月1日にさせていただきましたのは、医療証の切りかえの時期が10月末までということで、やはり制度の周知の方をきっちりとしていくということが大きな課題になっておるかと思っております。

この条例を審査していただいた後、可決されましたら、広報等だけではなくて、今の現況の方にご案内させていただくと。医療証が10月末に届く方が対象となっておりますので、10月末という形でさせていただいた経過でございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 医療証の切りかえの時期のタイミングということで、11月1日になったということでございますけれども、しっかりと周知をしていただくということが本当に大切なことだと思いますので、その点しっかりとホームページなり広報紙なりを活用する中で、またいろんな行事というか、そういうときも含めて、周知をしっかりといただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

ほかにはないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時28分 休憩)

(午後3時29分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第39号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時30分 休憩)

(午後3時31分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第22号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 別府コミュニティセンターに関する条例について、質問いたします。

このコミュニティセンター条例ですけれども、別府コミュニティセンターは、一つは別府公民館の機能を移すということがあったと思います。

一般会計でも質問させていただきましたが、いろいろ施設管理公社だと思うのですけれども、指定管理で任せていくということで、公民館まつりなどもそこが加わると。今までの役割を果たしていけるように、そこも一緒になってやっていくというようなこととお聞きをしておりますが、管理公社のほうでは、そういうことを今までや

ってきた方が職員でおられるとか、サポートができる体勢ですね。何かそういうことがあるのでしょうか。

教育委員会の生涯学習部がかかわってこられたのかなと思うのですが、そこはもう手を離されるのかどうなのかという問題です。今でどおりのことをやると言われますけれども、具体的にそれを実現できる何かというのを地元の自治会の皆さんとか、非常に不安に思っておられる。実行委員会形式で自分たちでやれと言われると本当に困ると。今までやっぱり、市がサポートしてきてくれたからこそできたんだという話をされておられますので、不安がない形で説明ができるのかどうかお聞きしたいと思います。

それと、この条例の中で使用料が出てきております。今の別府公民館と比べると、かなり高い額になっています。コミュニティプラザの金額と大体同じなのかなと見ているのですが、正雀市民ルームよりは結構高いのかなと思います。

今、登録をして、いろいろ活動されているところには減免制度もあると聞いているのですが、その具体的な金額、こんなふうにしますというのを教えていただきたい。それから、既存の登録のところについてはそうされるのでしょうか。これから登録される場所が出てくれば、そこも同じ扱いをするのか。また、登録していないところに対しての減免というようなことがあるのか。これも教えていただきたいと思います。

それから、もう一つ、第19集会所が取り壊しになって、この別府のコミュニティセンターの中に集会室という形で組み込まれて、倉庫もついて、そこには二つの自治会の第19集会所で管理されていた品

物なんかも入れることができるようになります。夜警とかそういうときには、鍵も自治会の方が管理をして開けて使うと。

しかし、ふだんは、施設管理は指定管理がするというお話だったと思うんですけど、今まで第19集会所が使っておられた自治会は、集会室をこの金額を払って1回1回使うのでしょうか。もし、違うのだったらどうされるのか、お聞かせください。

ほかにも自治会は幾つもありますけれども、ほかの自治会が使うときは、この金額でやるのかどうかということについて、教えてください。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、3点のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目、今後のサポート体制というところですが、今考えておりますのは、指定管理者にこの施設を管理運営していただいて、地元のいろんな協議にも入っていただきたいと考えているということは、以前答弁させていただいたところですが、当然、市民活動支援課もその協議の中には入ってまいりますし、施設管理公社であれば、今までいろんな文化連盟のイベントにご協力されておられまして、いろんな関係性を築いておられまして、自治会とも自治会の総会を開かれるときに会場設営等、いろいろご協力されておられまして、自治会とも顔がつながっているということがございますので、そういったところから考えますと、市民活動支援課も入り、十分な今までの関係性も持っている団体に指定管理もお任せすることで、今までの関係性は十分に保てていけるのではないかと考えております。

また、当然、仕事の分担はしていただきますけれども、指定管理者とともに2名の

臨時職員の配置を考えておりますが、その臨時職員の方についても、これまでの経緯を十分にわかっておられる方に入っていたきたいと考えておりますので、そういったことで一体となって地元の方とは十分に協議していききたいと考えております。

それから、2点目、使用料のことですけれども、使用料については、設定の考え方といたしましては、コミュニティプラザの使用料の料金設定の考え方に準じて設定させていただいております。

コミュニティプラザの使用料設定の際は、まずはランニングコストを想定しまして、その3割をご負担いただくという考えのもと、料金を算定したものと、それと、市内の類似施設、正雀市民ルームとか、そういうところになるのですけれども、そういった類似施設の平均、それと、それに加えまして、近隣各市の類似施設の使用料の状況、そういったものを勘案いたしまして平均単価を出しております。

その考え方に準じまして、コミュニティセンターにつきましても、使用料平均単価をまず算出いたしまして、それをもとに各部屋の料金を設定いたしました。そういう形で算定いたしましたので、大体コミュニティプラザと同様の金額になっておるところであります。

あと、減免の適用範囲ということですが、これにつきましては、委員もおっしゃっていただいていますように、これまで公民館で活動されていた登録クラブについては、新たに団体登録をしていただきまして、減免を適用していききたいと考えております。

それから、既存の団体ではなくて、新規の団体はどうなるのかということですが、条例の議案参考資料の12ページをごら

んいただけたらと思うのですけれども、現在の規則案では、五つの項目で減免の対象を定めておるところです。ここに当てはまる団体については、同様に減免をしていききたいと考えております。

今までの料金と今後のコミュニティセンターをご利用される際の料金の差については、大幅な値上げにならないように、数年間かけて経過措置を設けて、徐々に料金を値上げさせていただきたいと考えておるところです。

3点目の集会室の件ですけれども、第19集会所につきましても、現在、別府新町自治会とレスト別府自治会の方がお使いになっておられます。これまでも自治会の方と協議を進めておりました、各自治会がご利用されることについても、使用料をお支払いしていただくことについてはご理解をいただいているところです。

ただし、こちら先ほど申し上げました議案参考資料の12ページのところでありますが、こちらの第9条を適用いたしまして、減免については適用できると考えております。

あと、ご利用については、先日の委員会でも答弁させていただきましたが、一旦通常どおり使用申し込みをしていただいて、使用していただくということで考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 公民館の役割を引き継いでいくということについて、いろいろと地元と協議もしていただいていると思うのですけれども、そこについては、これからはさらにしっかりと協議をしながら進めていっていただきたいと思っております。

使用料の問題ですけれども、登録をするところについては、とりあえず現状は今の

金額と変わらない額ということでよいのですね。だんだん少しずつ引き上げていって、何年かかけて減免の金額まで持っていくとことですね。新しいところは減免の金額ということでやるということですね。

公民館の場合は、安い金額で、登録じゃなくても、そのとき1回だけを使うということでもできたので、ご近所の方が何人かで集まって、高齢者の方がおしゃべり会に使っていたというようなお話も聞いています。登録団体としては違うのですが、そういう活用の仕方今まではされてきたということも踏まえて、その団体が何という名前のどんな団体かという、別に団体はないわけですが、ご近所の高齢者の方々の集まりというだけなのですが、そういうところでもしっかりと使っていけるような、そういう措置が講じられないか、ぜひ考えていただきたいなと思います。これは要望としておきます。

それから、集会室の問題ですけれども、減免をした金額で別府新町やレスト別府も使うということでした。

これは、ほかの自治会が使う場合も同じ金額で使えばいいのでしょうか。

それから、申し込みの優先順位とか、レスト別府や別府新町が優先なのか、それとも、ほかの自治会が使う場合でも同じように、いつまでという期間が決められていると思うんですけども、それは同じように適用されるのか。その辺を教えてくださいなと思います。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 それでは、集会室の利用についてですけれども、これも議案参考資料10ページをご参照いただけたらと思います。1階部分の集会室1、

それから集会室2、こちらについて、この第19集会所の機能を移転ということを考えておきまして、書いておきますように、通常、1週間前から前日までの使用申し込みとさせていただいてるところですけれども、これまで第19集会所をお使いいただいていた自治会関係者につきましては、この括弧書きを適用させていただきまして、使用日の属する月の1か月前から予約を受け付けさせていただきまして、優先的にお使いいただきたいと考えております。

ただ、ほかの自治会ということになりますと、これまで第19集会所、レスト別府、それから別府新町自治会にお使いいただいていたということ踏まえますと、なかなか同じ取り扱いをさせていただくのはしんどいかなとは思いますが、その自治会が使わない場合は、一般の方にもお使いいただきたいなと思っております。

減免につきましては、先ほども申し上げましたように、この条項に当てはまるのかどうか、ほかの自治会がこちらをお使いされる時にどういう活動をされるのかというところを把握させていただいて、個別判断していきたいと考えております。

先ほどの答弁の中で、1点補足させていただけたらと思うのですが、指定管理者のことについて、先ほどいろいろと想定しながら答弁させていただきましたけれども、指定管理者につきましては、次回、6月の第2回定例会で指定管理者の候補者については選定をした上で、指定議案を提出させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 この参考資料10ページで、自治会とあるのは、レスト別府や新町のことを指しているというご答弁だっ

たと思うのですけれども、これを見る限りはそうは読めないと思うんです。全部の自治会ができるんだと思えるんです。

第19集会所がなくなったということも、もちろん皆さんご承知ですから、基本的には別府新町やレスト別府の集会室なんだと。あいているときは、ほかにも使えるという理解が得られるのかもしれないですけれども、それをずっとそのまま行くのかなというのは、役員なんかもやっぱり変わっていかれるだろうと思いますし、レスト別府や別府新町は減免されて、ほかの自治会が使うときは減免ができないのはどうしてなのかというような疑問がわくこともあるのかなと思うのです。また、レスト別府や別府新町としては、やはり第19集会所があったわけですから、そこがなくなったかわりの集会室なんだという思いがすごく強いですし、もちろん倉庫もそこにある、夜警もそこでやるということになれば、よそと違うのは当たり前、うちが優先なんだという思いもあると思うんです。そこら辺は、やはり住民の間に対立ができないように、きちんと皆さんにわかっていたりするような形をやっていかないと、せっかくのセンターをつくるわけですから、しっかり考えていただきたいと思います。これを見ると、どの自治会でもと読めると思うんです。優先順位にしてもそうだと思います。私は自治会が使われるときは、みんな減免してもらったらいいんじゃないかとは思いますが。その辺は要望としておきますので、ぜひ地域の声をしっかり受けとめて頑張ってくださいと思います。

最後に、コミュニティセンターはこれからスタートするわけですが、駐車場とか駐輪場も広げていただいて、より使い

やすくなると思うのですけれども、子どもたちの遊び場として、ボールを蹴ったり、そういうことができるようなスペースが欲しいとか、いろんなことがワークショップでは出ておりました。これで終わりではなくて、やはり地域の声をしっかり拾い上げて、残った部分は、売ることなく、しっかりと活用していただきたいと思います。要望とします。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

村上委員。

○村上英明委員 私からも何点かお尋ねをしたいんですが、別府コミュニティセンター条例ということで、基本はコミュニティプラザの条例と同じような形で書かれているのかなと思うのですけれども、その中で、今まで公民館として登録されていた団体が、毎週木曜日とか毎週金曜日とか、ずっと同じように使われていたケースが公民館であったかと思うんです。先ほど、この規則の中では、1か月前からの予約ということで、1か月前までしか予約ができないのかどうかということをお尋ねしたいのと、コミュニティプラザはインターネット予約があるのですが、別府のほうでは、インターネット予約はどうなっていくのか、その辺の考え方をお尋ねします。

あともう1点は、この条例の中での第8条3項の営利及び宣伝を目的として使用するおそれがあるときは使用の制限がかけられるという条項となっているわけですが、これはコミュニティプラザも同じような内容かと思うのですが、この営利というものはどういうことを対象として考えておられるのかということで、お尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 谷内田課長。

○谷内田市民活動支援課長 これまで公民館で活動されていた登録クラブが毎週というか、定期的にご利用されていた件ですけれども、予約につきましては、会議室1、2などの2階の諸室につきましては、4か月前から予約という形を取らせていただいているのですけれども、登録クラブについては5か月前ということで、5か月前にはご予約をいただく必要があるのかなとは考えております。これまでも公民館では、毎年大体のスケジュール等を提出いただいて、活動日を把握されていたということですので、できるだけ同じような形で事業計画等をご提出いただいて、事前に活動予定日を把握させていただいて、予約の期日が近づいてまいりましたら、各団体が予約をお忘れになっているようでしたら、こちらから周知をさせていただいて、予約漏れのないようにしていったり、定期的なご利用については、何とかそのまましていただきたいと思いますと考えております。

2点目のインターネット予約については、委員もおっしゃっていただいていますように、コミュニティプラザと、現在各公共施設はインターネット予約で受け付けさせていただいておりますが、この別府コミュニティセンターにつきましても同様に、インターネット予約をしたいと考えております。その関連予算も28年度の当初予算で計上させていただいているところです。

そういったインターネットで予約できるということについても、今後十分に周知していったり、各利用者の利便性向上を図っていききたいと考えております。

3点目、営利及び宣伝の件ですけれども、今もコミュニティプラザの窓口でこの件については利用者とやりとりする場面が

いろいろと発生しておりますけれども、物品の販売とか、それから会費以上に参加者からお金を徴収すること、そういったものについては、営利に当たると考えておまして、現在コミュニティプラザの窓口でもそういった説明をさせていただいているところです。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 今まで公民館として活用されておられた団体はそうなのですが、また、先ほど言われた集会所も二つの自治会で使用されていたということもあって、例えば、私も一自治会の役員なのですが、年間スケジュールはもう組んでしまうんです、この第何土曜日はこういう会合を取りますよとかいうことも、それでもずっと走ってしまっているのです、それがたまたまほかのところは先に予約をされて、取れなくて使えないとか、改めて日程を調整しないといけないとか、その辺が出てくるので、しっかりとその辺の、先ほど言われていたこの社会団体等々は5か月前とかいうことで、前の情報よりも1か月でも長く設定していただいているということもあるのですが、その辺のまた、先ほど答弁にあったように、便宜をとっていただいて、しっかりとまたコンタクトを取っていただくとかいうことも含めて、この日程調整、今までの団体として活動されておられた内容に支障を来さないような形でお願いをしたいなと思います。

そういう中で、やはりこの条例については、コミュニティプラザと少し違うな思ったのが、第一の「地域における」という言葉が書いてある、これが違うのかなと思って、やっぱり地域に根差したセンターになっていくように、この条例のとおりしっかりと取り組んでいただきたいと思います

思いますし、また、インターネット予約も少しでも早くできるような取り組みをお願いしたいなど申し上げて、要望として終わりたいと思います。

○上村高義委員長 村上委員の質問が終わりました。

森西委員。

○森西正委員 先ほどから増永委員、村上委員からの質問もごさいますけれども、まず、もともこの別府のコミュニティセンターを新設するに当たっては、別府公民館が老朽化であって、別府公民館の建て替えをしてほしいという市民からの要望がまず一つあったと思います。

それと、公民館では飲食ができないと。飲食ができる公民館機能をあわせ持った施設をとということで要望があって作られたと思うんです。

そういう意味からすると、市民からすると、公民館に飲食ができる施設ということが最低条件であったと思うんです。

例えば、使用料の件もありますけれども、利用者からすると、今までの公民館の利用料であって、それをほかの公民館と同じような利用料をと、そういうことを望まれている方というのが多いと思うのです。先ほど、村上委員も、地域におけるということをおっしゃっていましたので、そういう意味からすると、コミュニティプラザと少し意味合いは違うのかなと。コミュニティプラザは全体の施設なのかなと、私は思うんです。別府のコミュニティセンターは、今まで公民館を使っておられた方が引き続き利用される方が多いのだらうと思うのですけれども、今回、使用料の金額を上げてこられていますけれども、減免もありますけれども、その点は、やはり地域をとということと、それと、公民館ということと

あわせて考えていただけたらなとは思っています。

集会所の件も先ほどから話が出ておりますけれども、別のところから鍵であけられるようにということで、先日の委員会でもご説明いただいたのですけれども、例えば、自治会活動をしていますと、物を取りに行ったりとか、突発的に会議をしなければならぬというようなことも生じてくる可能性があるんです。今までは、集会所でありますと、防災管財課と集会所の管理者との間で委託契約を結んで、使用料というのはありますけれども、全ての集会所が統一の使用料を取っているわけではないんです。その地域によって、管理者によって、さまざまな金額設定をされていますので、この点は、例えば公であるからとか、公の範疇も解釈としてさまざまな部分がありますので、これは公の団体であると、利用料は全額免除という形をとられたり、自治連合会とかはどうするねんとかいうことにはなつてこようかと思っておりますので、これでいきますと、規則で定められて、この金額ですよということでもありますから、実際に運用をしてから、トラブルが生じてこないかというところを少し危惧するところがあるんです。

もう少し具体的にどういう動きがあつて、どういうことが生じてくるのかということももう少しゆっくりと考えていただきたいと思うんですけれども、その点、答弁いただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○谷内田市民活動支援課長 第19集会所の機能移転の件につきましては、これまでも各自治会の会長と何度か協議をさせていただいてまいりました。

その中で、やはりこれまで集会所につい

ては自治会が管理されてこられたけれども、今後の別府コミュニティセンターについては一体的な管理運営をしていきたいという説明をさせていただきまして、これについてはご了承いただけたところです。

あと、利用料についても今まで第19集会所につきましては、1回500円の利用料を徴収されてきたと。あと、老人会、子ども会等については無料の取り扱いをされてこられておられまして、ただし、自治会から年度当初に一括して1万円だったと思うんですけれども、1万円を拠出されてきたということもお伺いしております。

そういった状況で今まで運営をされてこられましたけれども、今後、指定管理者で管理運営をしていただきますけれども、運営については自治会の手を離させていただきますまして、その分ご利用の際には使用料を徴収させていただきたいというお話をさせていただき、基本的にはご了承いただいております。

ただ、利用料については、余り大きく変わらないようにしてほしいとお伺いしております。その中で、例えば、集会室2の午前中のご利用料金でしたら、900円となっております。この900円から地元の自治会の方がお使いされる時は4割減免を適用することとなると思いますので、この900円掛ける0.6で午前中については540円をご利用いただけるということで、これまでの料金と余り大差のないところになってくるのかなと。

時間帯や使用時間の長さによってはこれまでと少し値段が上がってくることはあるかと思っておりますけれども、それについては今まで管理していた分の手間が若干軽減されるところでご理解いただきたいと考えておりまして、今後このあたりも

きちっと料金を提示した上でご納得いただけるように話し合いをしていきたいと思っております。

あと、自治会の方が急にご利用されるということもあるとご紹介いただきましたけれども、これまで集会所については、集会所を利用するとともにいろんな備品等保管されてこられていたと思うんですけれども、今後自治会の備品については別の倉庫、集会室の横に倉庫室を設けておりますので、そちらに保管させていただきたいと考えておりますので、ここについてはこれも集会室と同じように外扉ございますので、そこから備品を搬入、搬出していただきたいと考えております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 自治会とは協議を進められているとは思いますが、自治会の運営というか、財政というか、その点はやっぱり皆さんからの自治会費で持ってさかれていて、厳しい中で運営をされているんですね。例えば、施設利用料がかさみますと、自治会の中で、懇親を深めるとか、さまざまな行事をされていますけれども、市に変わって補完しているさまざまな部分もあるわけです。そういったことができなくなるという可能性も出てきますので、自治会というのは共同しながら生活をしていくということを平素からつくっていくというのが基本だと思いますので、その基本が崩れるというか、そうならないように自治会と協議を図っていただきたいと思っておりますので、この点は重々よろしくお願ひしたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員の質問が終わりました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午後4時8分 休憩)

(午後4時9分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第40号の審査を行います。本県については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 今までは産汚物については市のほうへ届け出を出していただいて、それから斎場へという運びだったということなんですけれど、なぜ今まではそうになっていたのかということについて、今度それを具体的にどう変えていく、そこにメリットがどんなことがあるのかというのを教えてください。

○上村高義委員長 川本課長。

○川本市民課長 それでは、今回の改正のメリットでございますけれども、2点ございまして、まず1点は、料金を明確化したということでございます。産汚物の取り扱いにつきましては、産汚物等取扱条例で手数料を定めておりまして、1個につき1,000円と規定されております。この1個という単位が何をもって1個なのかということで、曖昧でして、現場では、業者が袋で持ってくるんですけれども、その袋を1個としてカウントしておりました。これではやはり料金が不明確だということで、今回重さの単位で設定し、料金を明確化したいというのが1点でございます。

それから、先ほどもおっしゃいましたとおり、もう1点は事務の簡素化・効率化を図りたいということでございます。これまで産汚物の取り扱いにつきましては、まず市役所に業者が来まして、焼却処分の申請、それと手数料の支払いを済ませてから斎

場に行きまして焼却処分という事務の流れになっていました。斎場が指定管理者でございますので、斎場条例に入れることによって、業者は斎場で申請を済ませて、斎場で許可を受け、それからその場で焼却処分ということになりまして、利用者にとっても利便性の向上、それから事務の簡素化・効率化ということで、今回このような改正となりました。

○上村高義委員長 増永委員の質問は終わりました。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時12分 休憩)

(午後4時14分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第43号所管分の審査を行います。本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 企業立地等促進条例に関して質問させていただきます。今回面積の要件を緩和したり、土地の部分についてはみないという形で、中小業者でも使えるようにという、そういう配慮をして、さらに延長するという内容だと思います。今までは、かなりの大部分を大企業の利用の金額になっていたと思うんですね。件数は中小企業も後半ふえてきたとは思いますが、中小企業もしっかり利用できるように促進を図っていただくとともに、特に大企業については責務の条項も入れていただいていると思いますので、しっかりと下請け企業であるとか、雇用、労働者の待遇改善をきちっとしていただいて、やはり地元企業に正規の雇用がしっかりふえ

る、しかもその正規の雇用を摂津市民でしていただくということが、摂津市の発展にもつながっていくと思いますし、人口ビジョンも立てられておりますけれど、やはり若い人がなかなか結婚もできない、家庭もつukれない、子どもを育てることがなかなかできないということは、経済的な問題が大きいと思うんです。派遣労働がすごく今、蔓延しておりますけれど、そういう中では少子化と幾ら口で言っても進まないと思うんですね。企業にしっかりと正規雇用をふやしてもらおうということを、特に大きな企業は大きく利益を上げているところですから、内部留保をため込むのではなくて、しっかりと職員の賃金を上げて、正規雇用をふやして、そしたら景気も上がっていくということで、ぜひお願いをしたいなと。下請けについては、何回も言いますが、摂津市が実態調査をされております中でも、下請けの厳しさというのが出ております。そこの下請けにもちゃんとした単価を払って、大事にするという企業になっていっていただけるようにご指導をお願いしたいと思います。要望としておきます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 今回の条例改正です、確認も含めて質問させていただきたいと思っておりますけれども、今回、条例の有効期限を延ばすということとか、より中小企業が投資をしやすい形で拡大をしていただいた。本当にありがたいなと思うわけですが、その中で、条例の文言の確認をしたいと思うんですが、1点目はこの議案の中の第3条の2に、前条第1項の規定による指定を受けた業者、事業者ということで、その前条というのが、今の条例を見る中では営利を目的として事業を行う小売業とその他の規則で定める業種に属

する事業を除くということで、この小売業を除いているという理由だけお伺いしたいなと思うことと。

もう1個は今回の議案の中の第4条の1項中、市の施策に協力しなければいけないというのが書いてあるのですけれど、この考え方について、2点をお尋ねしたいなと思います。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 この条例の適用を除くというところですが、小売業、このほか規則で不動産業、いわゆる風営法にかかわる業種については企業立地等促進条例の対象から除いているということでございます。理由ということですが、もともと条例が対象としておりますのが、主に製造業であるとか、いわゆる投資を拡大していただくということ。あるいは、固定資産の取得によって固定資産税を納めていただけるようなという趣旨での条例でございます。

それから、指定業者の責務というところですが、具体的な協力ということについては、先ほどからありました市民の雇用促進でありますとか、地域貢献なども含めて、例えば産業振興の施策として実施するようなセミナーでありますとか、ビジネスマッチングでありますとか、そういうところでも協力していただく。あるいは、今後職業体験とか工場見学とか、そういうことにも協力していただきたいということで、本市の産業振興に資するところでの協力を求めるところでございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 2回目は要望になるのかなと思うんですけれど、先ほど申し上げていただきました市の施策の協力関係ですね、これについては市の産業施策という

ことで雇用面とかそういう考えもありますけれど、地域の中でということ、例えば防災面、地域の安全面というのですかね、そういう面も含めて協力していただけるような形で、またお声をかけていただければなと思いますし、また、今回の条例制定によって、一般会計のときもお聞きしましたけれど、何社ということでお聞きをしましたがけれども、そういう形で摂津市に新しく起業していただけるとか、もともと摂津市から出ていこうかどうしようかなという方にとどまっていたかというようになっていくように、しっかりPR等も含めてやっていっていただきたいということを申し上げたいと思います。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 この企業立地等促進条例ですけれども、この条例が今までであったという認識を事業所はしているという認識を担当は持っておられるんですかね。4,000ほどの事業所が摂津市にはありますけれども、今までそのPRや周知はどのようにされていったのか。それは事業所の立場からすると、知っている、例えば摂津市から、外の地域に移転を考えるときに、摂津市にはこの企業立地等促進条例があるから、待てよと、摂津市に残ったほうが事業所としてはメリットがあるんじゃないかと考えてもらえるような条例でなかったらあかんわけですね。その辺、その担当者はどのようにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 従来の企業立地等促進条例の周知ということですが、これについては、全事業所を回って実態調査をしましたときに、ハンドブックといたしますか、PRの冊子を配りまして、そこで

も紹介しておりますし、またリーフレットをつくりまして、PRもさせていただいているところがございます。それをごらんになってご相談に来られるということで、周知については一定しておるところでございます。あと、ホームページ等でもしておりますので、他市からの移転を考えておられるというときにも相談に来られたりということもございました。ほかの市でもいろんな制度をされていますので、摂津市の企業が手狭になったと、拡大したいというときに、いろんな制度を比較されて、それで摂津市にもこういう制度があるということで残っていただいている部分もあるのかなと認識しております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 先日の委員会での一般会計でも質問させていただきましたが、他市でも同じような条例というのがありますので、摂津市の立場からしますと、やっぱり他市よりもいい内容の条例をつくって、他市で設備投資を考えているところを摂津市に引っばってくるというのがこの条例だと思いますので、さまざまな他の地域の条例も研究していただいて、摂津市から出ていかないというのと、他市から摂津市に入ってきていただくという両方をぜひとも考えていただきたいと思いますので、要望とさせていただきます。

○上村高義委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時26分 休憩)

(午後4時28分 再開)

○上村高義委員長 再開します。  
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定し

ました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第22号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第39号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第40号について、可決することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第41号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第42号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第43号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後4時31分 休憩)

(午後4時32分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。平成28年度委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきますが、時間の関係上、本日、視察先等の決定は困難かと思われまますので、本会議最終日において常任委

員会の所管事項に関する事務調査について閉会中に調査することが図られます。本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政について、文化スポーツ行政についてを平成28年度末まで閉会中に調査することにいたしたくと思っておりますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時は視察項目、候補地、複数の希望日等を提案いただきますよう、検討お願いします。

なお、議案第38号については、会期中に継続して審査をさせていただきますので、本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたします。

(午後4時33分 散会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 南野 直司